

1. 件名

原子燃料工業(株)熊取事業所における加工施設の設計及び工事の計画の
認可申請に関する面談(5-4)

2. 日時

令和3年6月29日(火) 13時35分～15時25分
15時45分～17時40分

3. 場所

原子力規制庁 9階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、永井主任安全審査官、有田安全審査官、
吉村技術参与

専門検査部門

早川上席原子力専門検査官

原子燃料工業株式会社

品質・安全管理室長

熊取事業所 担当部長 他10名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6. 配布資料

資料1: 熊取事業所第5次設工認(1回目補正) コメント対応整理表
(R3/6/29) H-21021-1

資料2: 熊取事業所第5次設工認(1回目補正) コメント対応整理表
(R3/6/29) H-21022

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい。規制庁アリタですそれではただいまより、原子燃料工業熊取事業所の第5次設工認の面談を開始します。
0:00:10	本日の面談は例は、2月15日に申請があり、5月31日付で第2回補正はあった。
0:00:19	原子燃料工業熊取事業所の第5回の設工認に関する面談です。
0:00:25	まず、事業者の方から前回までの面談を踏まえてのコメントの回答ということで資料を二つもらっておりますので、どういった
0:00:36	内容のものが簡単にご説明をお願いします。
0:00:42	原子燃料工業の藤原でございます。それではですね資料について御説明いたします。
0:00:50	まずですね、H1021-1、こちらにつきましてはですね、前回あの9月17日の面談でですね、一部回答させていただいてる資料のですね、残り、まだちょっと四つ未完の状態でございますが、御説明
0:01:10	最初に回答させていただいてるところでございます。
0:01:13	改定と前回からの追加の記載箇所についてはですね、新たに赤字で示させていただいておるところでございます。
0:01:24	もう一つIIですねH-2102でございますが、こちらについてはですね、前回の6月17日にいただきましたコメントの回答でございます、すべてで76。
0:01:39	の確認事項いただいておりますがおよそ半分程度ですね、弁がありますが、回答させていただいたところでございます。
0:01:50	こちらについてで審査といいますか面談させていただければと思っております。以上です。
0:02:01	はい。規制庁アリタです。資料の内容については承知いたしました情報ではもう、この資料を踏まえてということで、
0:02:12	この資料の回答を踏まえといいかなどという後その他、
0:02:17	申請書を踏まえた見たと政府案等についてはこれから事実確認をしていきたいと思っております。
0:02:24	はい。原子力規制庁ナガイです。それでは本日の面談の確認を進めたいと思っておりますので、本日はですね、まず最初にいろいろ第1回補正、それからこれまでの面談で、
0:02:39	幾つか追加の説明していただいておりますけれども、それらをもう一度再確認という意味で最初にですね、全般共通的なものをお伝えしたいと思います。当全般として、今、
0:02:56	細かく分けると13点ほどあるんですけども、準じお伝えします。

0:03:02	まず一つ目ですけれども、安全機能を有する施設ですね、これはばっか 2 番もとっていないその他の構成機器を見ますと、これらについては、まず 1 構造強度、
0:03:18	機能性能に係る設計については、申請書の本文に記載して認可を受けてください。本文というのは、本文の書き出しのところとそれからそれ使用量がついてます。
0:03:35	それと、現状でもですね構造図はついているんですけれども、今回の申請では、いわゆる系統全体の安全機能を含むものも数多くあるので、系統図ですね、それから
0:03:53	部屋の中の配置図であるとか、このインターロックについては、ケーブルで繋がっているようなものは、そのKインターロックで、どういうふうな検出タンから作動短まで、こういうものを記載して認可を受けるようにしてください。
0:04:11	で、これらの安全機能に係る設計が許可であるとか技術基準に適合した設計であることの説明については添付書類であるとか、その基本方針書ですね、主に記載して、
0:04:26	説明をするようにしてください。
0:04:29	2 点目です。
0:04:31	これはかなり重要な点になりますので、許可からの変更点についてなんですけれども、今回第 1 回補正、第 5 次の設工認の第 1 回補正見ていると、許可からの変更点が数多く確認されています。
0:04:48	特に加工事業変更許可申請書の本文の記載事項ですね、許可の中で別紙 1、別紙 2、それから別添というようなものが本文に続けられていますけれども、ここに記載の内容と、
0:05:05	第 5 次設工認の第 1 款補正のベースでですね、それにとの内容との相違点があればですね。その該当ページ許可の該当ページとそれから変更。
0:05:21	ヶ所をまずもれなくリスト化してですね、で設工認でどのように取り扱おうと落としているのかを御説明してください。
0:05:32	で、あわせてですね、その許可の変更に該当するのであれば、加工事業許可の変更の必要性についても、その検討をお願いしたいと思いますので、いろんな経緯とかもあると思いますけれども、
0:05:50	まずは事実関係として、
0:05:53	許可から通りに、この設工認ができてればそこは何も説明しなくて結構ですけど、こういう二重化するっていうところで 110 化したとかですね、これはやめて例えば電話辞めてポンとしたとか、いろんな

0:06:09	オノあると思いますけれども、本文記載事項の変更箇所ですね、それをリスト化してください。リストするにあたっては、その添付書類としてその該当部分 に抜粋して火線引いてもらうとかですね。
0:06:24	お願いします。
0:06:25	それから三つ目です。これも全般なんですけど、安全機能に係る設計としてです ね、申請書本文に記載した設計になりますけど、が許可基準に認可基準に
0:06:40	設工認の認可基準に適合していること、それから、認可を受けようとする設計 及び工事の計画が原子炉等規制法とかその他許可に記載した関係法令に適 合していることについて、
0:06:56	事業者はどのような観点で確認しているのかというのは説明をしてするよう にしてください。これは面談とリあえず面談で結構です。また次の観点が含ま れているかというのを確認してください。
0:07:11	次のっていうのは認可を受けようとする、これ重複しまして認可を受けする 位置、構造強度、機能性能に係る安全機能が申請書本文に記載されているこ と、それから、
0:07:27	とぴあこれらは加工事業許可申請、変更認可申請、加工事業の延長加工事 業の変更許可申請書ですね。
0:07:38	これは省略して許可とかと言いますけど、評価に記載している事項、それから 技術基準で求められる安全機能を踏まえたものであるということを確認して ください。
0:07:54	それから仕様表であるとか構造図
0:07:58	エアロック図については、管理番号を付した安全機能を有する施設に附属す る設備機器については、その管理番号を付した施設の使用表であるとかその 他構成機器として、
0:08:15	必ず記載してその位置構造強度、機能性能を図面等でわかるように記載して
0:08:24	いるということを確認してください。
0:08:27	それから、警報であるとインターロックについては、必ずインターロック図を添 付して検出タンそれから制制御盤といいますかね。その信号処理して作動た んですねインターロックのぞ。
0:08:43	動作する弁であるとか、ポンプであるとかそういうものの繋がりがわかるよう なインタロックぞ添付してください。
0:08:51	で、検出器については、検出原理がわかるように記載されているということ を確認してください。
0:09:00	ただグルどうも乾式圧力計であるとか超音波式水位計とかいろんなものがあ ると思いますけどものは
0:09:09	わかるようにしてください。

0:09:12	それから警報インターロック等の設定値については上限値であるとか、下限値であることがわかるように、丸々以上とか丸々以下
0:09:23	上限と下限があるものは丸々以上悪いかというような形で記載。
0:09:30	していることを確認してください。また認可を受けようとする設定値については、警報であるとかインターロックが作動としたときに、
0:09:41	その防護対象の設備機器が許可の核的熱的制限値であるとか、設計条件です。ね設備の設計条件、最高使用圧力、最高使用温度であるとか、タンクの水位であるとかですね。
0:09:56	そういうものを超えないように設定していることの説明を
0:10:01	が添付書類に記載されているということを確認してください。
0:10:07	系統図についてですが、設置工認申請書の系統時については、許可の、
0:10:16	2 ポツに加工の方法の中で、加工のフローがあります。それから添付書類の後、
0:10:24	には、
0:10:27	そうですね。
0:10:28	後にも系統図がついてますけれども、あそこで図示したり説明した施設区分ごとの系統図、まずはこれを基本として必要に応じて設置場所であるとか防護対象範囲ごとにそれを細分化して、
0:10:46	2 今回認可を受けようとする範囲であるとか、系統内の設備機器の管理番号であるとか、名称が記載されているということを確認してください。
0:10:59	それから系もまだ系統図が続きますけれども、系統図には、その当該系統に含まれる附属機器。
0:11:08	その他構成機器ですけれども、インターロックの検出負担となる検出器であるとか佐藤単なるポンプ。
0:11:17	弁ですね、の位置関係がわかるように記載。
0:11:22	しているということを確認してください。特に弁については、インターロックで自動的に閉まらない手動弁ですね、例えば溢水が発生したときに、手動で止めに行く弁があるのであれば、
0:11:39	それがどこについてのかっていうような系統の中でわかるようにしてください。
0:11:46	それから、系統図にはですねを細分化しているというのは、細分化した系統番号であるとか設置公認対象と対象外の範囲であるとか、耐震重要度
0:12:00	それから、取り合いとなる施設または設備機器を記載していることを確認してください。必ずしも耐震重要度分類が書いてなきゃ駄目だということではありませんけれども、例えば気体廃棄設備の

0:12:17	ラック等のように、吸気から排気塔までですね、吸気孔から排気と、ここまでの間の系統で、耐震重要度分類が一類 2 類 3 類と変わるようなものについては、
0:12:33	どこからどこまでがどういう分類なのかとかですね、ぜひ、うまく
0:12:40	この系統図を活用して書いていただくと、他の図面を付けるのであればつけていただいても結構ですけれども、
0:12:48	それから、いわゆるユーティリティとか一般配管のに設工認対象の連動、それから対象外の程度が、
0:12:57	こう混在してるような配管の場合にはその系統図の中でどこまでが認対象でどこまでが対象外かというような状況がわかるような情報も被災するようにしてください。
0:13:12	で、もう一つ、系統図 2 で記載していただきたい点があるんですけど、一つの系統をその分割申請している場合、これは第一次から今回第 5 次なりますけども、それと一部には鋼板申請
0:13:28	とするものもありますので、そういう分割申請している系統については、
0:13:36	各仕様表一時から 5 時までで、それぞれ使用表をつけていると思うんですけども、その辺の仕様表に属する範囲、いわゆるここは 1 次申請、ここは 2 次申請範囲というのがわかるように、
0:13:52	その範囲であるとか取とり相手となる弁であるとか、負担してあるとかそういう機器であるとかそういうものを明記しているということを確認してください。
0:14:05	それから、複数の建物を横断して設置される。
0:14:11	今屋外消火栓であるとかない消火栓設備の入った、それから非常用電源設備であるとか、通信連絡設備等については、安全機能を有する施設の
0:14:26	管理番号、それからその名称ですね。
0:14:30	で、これにはその他の構成機器もありますけれども、それを系統図 2 機種が記載されているということ
0:14:39	確認してください。
0:14:41	そうすることによってその位置であるとか構造構造といいますかね機能性能がいろいろその添付の説明書の中の説明しているときに、とのリンクがですね、行くといいますかね。調和のとれた
0:14:58	説明が
0:15:00	されるように、
0:15:02	なぜ系統としてください。
0:15:05	それからもう一つ、系統図についてですけど、すでに設置されている系統を単に記載するのではなくて、系統全体としてその求められる安全機能性能が

0:15:21	許可であるとか技術基準の要求事項を踏まえた設計であることがわかるように記載をするようにしてください。
0:15:31	また系統全体の機能性能に係る安全機能が
0:15:35	の許可であるとか、技術基準の要求事項に適合した設計であることについては、添付の書類に記載して説明をするようにしてください。
0:15:46	1例として通信連絡設備、
0:15:50	の中には、マイクが結構第1加工棟であるとか第2加工棟だとかあるんですけども、いわゆる認可を受けていただくものはいわゆる安全機能を有する施設ということで、
0:16:07	技術基準の要求事項がですね、例えば設計基準事故時に、
0:16:12	どこからどこに構想するために使う設備を設置するということが求められているのであれば、そういうことがわかるような系統つつあって、敗戦つつね。
0:16:27	そういう系統図にさせていただきたいということです。
0:16:32	以上ですね充実ちょっと長くなりましたけれども、
0:16:36	一般的、全般的な事項についてお伝えしましたので具体は例示を少しお伝えしましたけど、すべてお伝えしていないので、この後ですね、今日の前段とそれからこれまでの面談も踏まえて、
0:16:52	最後にですね、もう一度、いくつかの事例で皆さんの考え方を説明させていただきますので、
0:17:02	今日のやりとりとか聞いていただいて、最後に、
0:17:08	確認させていただきたいと思います。ここまでの点で何かといいましたら、
0:17:14	次お願いします。
0:17:17	原子燃料工業フジワラでございます。今ご指摘いただいた13.ですね、あとこれからそれに具体的なお話もあるとかありましたので、それも踏まえてですね、我々のほうで確認して
0:17:34	補正のほうに反映したいと思います。以上です。はい。
0:17:39	原子力規制庁ナガイです。それではここからはですね、同申請書の
0:17:49	含め1600、
0:17:51	93ページからですね、1693ページですね、医療班に本年度チリの利益その他の加工施設という
0:18:02	分類の中から主に非常用発電設備の建物と、それから非常用発電機についてちょっと審査の方含めてですね、不明な点等ありましたので、まずお伝えしたいと思います。
0:18:19	で、申請書の1696ページ。
0:18:24	で、

0:18:27	この 20 行目の短波ならですねで説明しているんですけども、いるこの水晶ですね。
0:18:38	表という表現でも構わないけど、
0:18:42	行為で雨水第何次っていう
0:18:47	表現があるんですけど、その記載方法についてですね、6 月 17 日の面談での事実確認事項-0603-8。
0:18:58	の補足資料ですね、0603 の 8-P ネットページデータ 746 ページから
0:19:08	それから、今後追加見直しで使用するのに 10% であるとか点線とかですね、いろんなことものを
0:19:20	表現するんだけど、このあわせてきちんと火曜はわかるように、まず、ポンプモータ書き出しのところで、
0:19:31	主要する。
0:19:33	何点識別する下線の意味を明確にさせていただきたいと思います。
0:19:39	それから我々のほうでも審査を行っていくとスムーズに理解できると思いますので、その形をお願いします。
0:19:47	それから 1969 ページの送水の 24 行目からに先行申請においてって書いてあったんが加わってですが、その記載に対して関しての先方申請で
0:20:03	次回申請予定とした設計が今回されたことを単に確認するのではなくて、その次のこれからお伝えしますけれども、弁についても、その設計部門に設工認申請に
0:20:18	責任を有する部門がどのように確認したのかということを具体的に説明してくださいというふうに刈り取ったまず一つ目ですけど、刈り取った設計ば先行申請した設計と
0:20:33	整合がないと。
0:20:35	それから 1 とか構造強度、機能性能が許可を踏まえた設計となっているということについては必ず確認するようにしてください。
0:20:46	それから、これらの確認書類であるとか、確認内容確認の観点ですねずっと確認の結果については、6 月 17 日の面談回答。
0:20:58	606033 の中に 1 から①から③の回答あるんですけどその③の中にですね、含めて今後回答してください。
0:21:10	で確認した内容については確認の観点を網羅した、その代表例を添付して説明をするようにしてください。
0:21:21	現場これは最終的には今第 5 次申請が最終の終前半の最初の申請になるということですので、その申請書のほうの補正の際にですね、添付書類としても、

0:21:36	続けていただく基本になる文章にもなると思いますので、方針については、
0:21:44	早めにですね、面談で説明をするようにしてございます。
0:21:48	これがちょっと書き出しのところの
0:21:51	確認 3 点させていただきます。
0:21:54	この 3 点について何かあればお願いします。
0:22:03	原子力工場でのフジワラです。今の御指摘の 3 点、理解いたします。補正に補正、その前に回答ですね、回答させていただきますして特性の方にも安心したいと思います。以上です。原子力規制庁の永井です。
0:22:20	それでは引き続きましてですね、発電機ポンプ等の建物がこの委員のその他の加工施設にあるんですけど、ここをちょっと確認していて、不明な点お伝えします。
0:22:35	○1709 ページの
0:22:40	本邦内容が
0:22:45	これは仕様表になりますけれども、特に変更内容というのがあるんですけどもここは変更内容がポイントに書いてあるんで、これはこれとしてですね。
0:22:57	審査初めてわかんなかったのは、建物で一般として発電機ポンプ等の建物の変更内容として、発電機等とポンプ等が
0:23:12	地震により相互に波及影響を及ぼさない構造とするため、南面にスパンションジョイントを設置すると。
0:23:22	をしています。争点についてですね。
0:23:27	もともとその建設時の発電機、ポンプ等の建設の時期であるとか、発電機等とポンプ等の基礎を含むですね、建物の構造の概要であるとか、危機に民間の
0:23:42	その安全機能
0:23:44	追加変更点あれば、もっとこれは面談で結構ですけど、御説明まず説明していただきたいと。
0:23:55	で、すでに第 1 回のこの補正申請に記載しているのであれば、その物を示しつつ説明するようにしてください。
0:24:07	それから、1877 ページですね、これはちょっと部分ですけども、
0:24:14	これの中の③③と④の間のエキスパンションジョイントによって、
0:24:24	ですね、壁と壁及び針は切り離されて、
0:24:31	いますけれども、
0:24:33	誌中部或いは共有共用しているという理解でよろしいでしょうかという確認です。この場合ですね、基礎ばりの 34 の間の基礎において、それぞれどのを

0:24:47	それぞれのですね、建屋の影響を受けるのではないかというふうに考えられるんですけれども、耐震重要度分類の違いを含めてどんな設計思想になっているのかをすにしてください。
0:25:05	それから、
0:25:06	発電機等がですね、第2類になってましてポンプ等は第3病院なんですけれども、この建物は構造上すん独立した設計として、
0:25:18	するのであればですね、建築基準法上の取り扱いだとか、それから滞留竜巻であるとかその他外部衝撃に対する構造強度についても、それぞれの設計資料が必要になるのではないかと考えるんですけれども、
0:25:35	その仕様が明確になっているかという。
0:25:38	確認してください。同じものであれば、あえて区別しないで書いてあってもまあ同じということもわからん。
0:25:49	とは思いますがけれどもいずれにしても、どういうふうな設計しようなんて言っとかというのは、それぞれの建物について説明をするようにしてください。
0:26:00	これは1719ページに戻りますけれども、
0:26:06	この一般仕様の型式のところ、
0:26:09	鉄筋コンクリート造の平屋建て、
0:26:13	のそのポンプ棟の屋上はい。
0:26:18	の
0:26:20	構造とですね、それから設置している機器があるんですけれども、これらの
0:26:26	建物構築物であるとか、設備機器に求められる安全機能を図る設計をどういうふうに整理しているのかというのを、
0:26:35	説明してください。
0:26:38	それから、同じく1709ページで一般仕様のその他構成機器になりますので、ここにも地下ピットあって、評価線の水槽であるとか循環冷却用水素、それから、
0:26:53	設備用循環冷却水ポンプであるとか、イトウ揚水ポンプ、
0:27:00	が8.2ポンプ等の仕様表の悲鳴湘南に記載記載したらどの施設。
0:27:09	の施設というのは、管理番号がそれぞれ通ってる。
0:27:12	それどの施設の構成機器と、
0:27:16	して申請しているのかっていうのは明確にしてください。
0:27:20	発電機ポンプ等が1000、
0:27:23	7番の附属設備として、

0:27:27	発電機ポンプ等の附属設備として位置付けている場合には、建物の構造にこれらの構成機器の位置、構造強度のある設計を記載して、その配管系統図であるとか、
0:27:44	インターロックずに、これらの構成比を明記して、機能性能に係る設計であるとか、その設計の取り合いとなる設備機器がわかるように記載してください。
0:27:57	ですから、ちょっと飛ぶんですけど 1713 ページの火災による損傷の防止で発電ポンプ等の火災区画を釣り券の 1-13。
0:28:11	の(1)に示すとしておりますけれども、もうなぜ認可を受けようとする図面ですね、これ釣り券の 1-13(1)火災区画の識別番号があるんですけど。
0:28:27	これは例示。
0:28:28	すらcfって思うのだと思いますけれども、そういう基本となる情報が記載されていたのはどういうわけなのでしょうかっていう、まあ、これは見ればわかるといえばそれまでかもしれませんが、そういう必要な情報については記載が、
0:28:46	そういうこと考えますので、そういう記載していないという
0:28:49	出してください。
0:28:52	それから 1713 ページの内部溢水し得ないんですが、沼の発電機ポンプ等の地下ピットに置く消火栓水槽とか循環冷却水用水槽がありまして、そこから
0:29:07	その項目を介して第 1、第 2 加工棟であるとか、第 1 廃棄物貯蔵の溢水防護区画内
0:29:19	までのその配管系統図を示して、それぞれの建物附属設備として認可を受けようとする申請範囲、これ取り上げてですね。
0:29:31	を明確にするようにしてください。
0:29:34	系統内の設備機器とそれから配管にその申請対象外の範囲があるのであればそういうのも明確にして、
0:29:44	それから 1713 ページの、同じく内部溢水しますけれども、消火水や冷却機の冷却水系統全体が安全機能を有する施設となる場合はその対象範囲の仕様表に
0:30:01	求められる安全機能を漏れなく記載するようにしてください。
0:30:08	だから、
0:30:13	それから警報とかインターロックですね。
0:30:22	ちょっとこっからまた先ほどと一部重複しますけれども、一般的なものとしてお伝えしますので、これはトレン例示関係の設備を持っていたら結構ですけども、警報であるとかインターロックの

0:30:39	機能性能に係る安全機能については、検出タンであるとか制御盤、作業を作動たんの位置、構造強度を明確にしたインターロック図も、物量にして検出器については、検出原理を記載するにしてください。
0:30:57	それから警報インターロックについては設定値の上限確保とか波源
0:31:03	をですね、丸々以上まで行かせていただいでしてください。
0:31:09	それから警報インターロックが設定した値で作動した場合に、許可に記載した方対処設備の核的である熱的制限値であるとか、基金の最高使用圧力、最高使用温度、
0:31:24	それからその他設計条件内で制御できるものであることを
0:31:30	添付書類に記載して説明してください。
0:31:34	すでにも記載があるものは、そういう記載があるということを確認していただければ結構かと。
0:31:42	今一般的に見てみましたけれども最初にちょっとコメントした内容と重複していればそちらで答えていただいたので、
0:31:51	で、その上でですね、今回冷却水の
0:31:56	本当から冷却水の供給先の建物の溢水防護区画内で
0:32:04	冷却水が漏えいした場合に、線源をどのように隔離するのかという点については、基本的には各建物の仕様表の溢水防護対策に係る設計に記載して、
0:32:20	どういうふうに整備して申請しているのかという点については別途説明をお願いします。
0:32:29	ちょっと飛ぶんですけれども 2354 ページの
0:32:35	1 の表－参考－3 ですね、の位置で許可からの変更点ということで、その内部溢水関連としてです。
0:32:45	第 2 加工棟それから大分背景つつ、
0:32:48	貯蔵等の溢水防護対策について、その第 1 類に求められるする地震力を超えない程度の地震加速度、これは震度 5 弱相当を検知した時点で供給を停止する自動閉止機能については、
0:33:06	もう許可の基本設計方針を踏まえ、二重化して設置するということになっておりますので、そのようにな設計が必要と考えますので、
0:33:19	その点については、
0:33:21	申請の内容確認して
0:33:25	ください。
0:33:27	それから、1713 ページにまたちょっと戻るんですが、内部溢水でですね、第 2 加工棟や第 1 廃棄物処理場ないの。
0:33:38	一環で、

0:33:42	すみません。
0:33:44	配管ですね、溢水意見をどのように確立するのか、簡潔に説明をしてくださいということです。
0:33:54	そうですね。
0:33:57	また溢水防護対策を必要とする建物についてはそれぞれの建物で
0:34:05	の附属設備の安全機能として設計仕様が記載されているということを確認してください。ちょっと先ほど一部重複してる場合はですね、あわせて回答していただければ結構です。
0:34:19	建物の
0:34:22	いわゆる建物とか、
0:34:23	発電機等の発電機ポンプ等の
0:34:27	建物に関連して
0:34:32	目立った点等は以上になりますのでここまでで何かいいましたら、
0:34:38	質問の方をお願いします。
0:34:44	原子燃料工業フジワラです。いや、今までの点ですね技術点ほどになりますけど特にございません。回答案、そして補正のほうに、必要に応じて反映させていただきます。以上です。
0:35:01	はい。原子力規制庁ナガイです。ちょっとこれまでもお伝えしますが、基本的には本日の面談の内容はすべてですね書面で回答をするようにお願いします。
0:35:14	そうしたら引き続きまして、ちょっとその時にですね、今日我々も今の時点で確認したいのは、この発電機ポンプ等っていつブローの同同様に
0:35:31	今日かなり設工認を受けて、どういう構造で建設したのかっていうのは、
0:35:38	今、申請書の中に、
0:35:40	どっかわかる情報って書いてあるんでしょうか。
0:35:46	原子燃料工業でございます。少々お待ちいただけますでしょうか。
0:36:02	原子燃料工業でございます。ただいまご質問いただきました点について名中に確認いたしましてまた回答させていただきたいんですが、よろしいでしょうか。はい。原子力規制庁ナガイでそれで結構ですよ。お願いします。
0:36:16	それでは引き続きまして、原子力規制庁ナガイです。続きまして非常用発電機のNo.1について確認したい点をお伝えします。これも10約1012円。
0:36:32	13点ほどお伝えします。
0:36:35	最初に1739ページの使用状況なんですが、表B説の2のうちの設置場所ですけれども、その他構成機器の自動起動。

0:36:52	制御装置であるとか、非常用発電機の選択切り換え器がその他構成機器としてあるんですけども、それもその設置場所が記載されていまして、設備機器の位置については、その構成その他構成機器を含めてですね。
0:37:10	主要表で引用する図面、
0:37:13	としてですね、の中で設置している部屋じゃとか室内の配置の状況がわかるように記載するようにしてください。
0:37:24	それから、配置図であるとか構造図については、
0:37:29	臨界防止であるとか耐震であるとか、離隔距離等ですね、求められる安全機能があるものについては、評価条件となっている寸法については漏れなく記載するようにしてください。
0:37:46	今回の臨界はありませんけれども、臨界であれば、
0:37:51	名単位ですね、いろいろ協議が決まっているのであれば、そういう
0:37:57	単位であるとかですね、それから離隔距離で何メートル何ミリ以上離すということであれば、そういう距離がですね、座標の原点とかそういうのを示した上で、わかるようになっているかというのを確認してください。
0:38:14	それから 1740 ページの使用表の表裏の説明になると、一般資料ですけども、その中のその他構成機器として非常用電源系と、
0:38:27	についてですね、非常用発電機から非常用の負荷までのそのケーブルが申請される。
0:38:37	思いませんで、特に申請漏れとなっている申請非常用電源系統の遮断器であるとか変圧器ケーブル等については申請範囲に含めて、どの範囲をどの設備の構成機器として、
0:38:53	申請しようとしているのか説明をしてください。
0:38:56	非常用電源系統を複数の設備の仕様表であるとかその構成として、分割申請する場合には、設計の取り合いを明確にしてください。
0:39:09	1983 ページから 1989 ページもずりたんの 11 の(1)からずりたのかっこが 11 の(7)前
0:39:22	これは配水非常用電源系統があるんですけどはい専用車遮断器の結線図が記載されてますので、非常用電源系統については、まずその系統図で、
0:39:37	全体系統を示してください。これ次にコメントする中で全体系と記載されていますけれども、その上で、系統図には、各分電盤に含まれる遮断とそれから配電先がわかるように、
0:39:53	記載してください。第 2 加工棟の鋼板申請の
0:39:59	機器の非常用負荷については、潜航申請で認可を受けようとする状態として申請してください。

0:40:09	で、この際にですね、添付説明書に記載する、その負荷容量等の評価については、
0:40:16	当然後半申請の
0:40:19	設備機器の負荷を含めての許可を踏まえて必要な能力、
0:40:24	発電機の容量を有していることを記載して説明してください。
0:40:30	で、非保守的な評価とならないように、
0:40:34	留意してください。これは他の安全機能についても、
0:40:38	同様でございます。
0:40:41	で、1995 ページの図り 3-11 の(8)で、これは非常用電源系統前段を書いてあるんですけど、発電機ポンプ等の分電盤 300 というのはあるんですが、
0:40:57	その遮断器については非常用電源系統図が、
0:41:03	と整合した設計となっていることがわかるように記載してください。
0:41:09	だから、1740 ページに戻りますが、使用表の表裏説の 2-1、安全機能を有する施設。
0:41:18	のに関連するんですけども、
0:41:21	設計の 54.1F1 のですね。
0:41:25	非常用発電設備本体であるとか、非常用電源系統が電気事業法の適用を受けられる範囲とのこれに基づく設定であるということは、については添付書類で説明してください。
0:41:40	その適用できる容積を受けないというのであれば、その旨ちょっと説明していただければ結構ですけども、どういう基準に基づいて、この非常用電源系統が、を設置しているかというのは、
0:41:56	別途説明するようにしてください。
0:42:00	それから 1740 ページの使用。
0:42:04	そうですね、表裏設備のうち、閉じ込めの
0:42:08	人機能ですけども、ここに記載されていないんですけども、これについてはですね、最終の性能確認でも、
0:42:19	城陽外部電源喪失に
0:42:24	非常用電源で字が
0:42:27	もう起動して、
0:42:29	負圧が維持されるというような検査を行いますので、該当する安全機能については記載するようにしてください。
0:42:38	それから 1740 ページの使用表の通りの施設の 2-1 の警報設備等ですけども、これも非常用電源設備としての警報インターロックに係る設計仕様が記載されておられません。

0:42:54	で、加工の技術基準規則の第 18 条の 1 項、それから 2 項の要求事項に対応した設計仕様を記載してください。過去技術基準の 18 条の要求事項は、
0:43:11	火災による損傷防止であるとか閉じ込めええとかですね、他のインタロックに記載している設計と重複はしている部分が多いあるんですけども、技術基準に質問の要求事項を整理して、
0:43:29	記載するようにしてください。
0:43:32	で、あわせてですね、これだけじゃないんですけど、技術基準の要求事項に適合しないと、少し判断しているのであれば、その適用しない理由については、添付の説明書
0:43:47	石英適合説明した中に、これについては該当しないという皆さんの考え一言ですね、理由をそういった記載する。
0:43:59	それから、非常に、電源設備の No.1 について、これまでお伝えした内容の他ですね、これまでのコメント、ほかの設備で受けたコメントであるとかそういうものは、水平展開して、
0:44:14	使用表が系統図構造。
0:44:17	インターロックルール等を定期修正をするようにしてください。
0:44:22	で、また添付書類に添付資料については、
0:44:28	資料にあってですね、本文に、
0:44:31	記載して認可を受けようとする設計が許可であるとか、技術基準に適合した設計であることを説明をするようにしてください。これは何を言ってるかって言うとこれまでの審査をして皆さんの書類では、
0:44:49	現状、すでに
0:44:51	加工施設が認可を受けて来旧基準といいますかね規制基準対応前の施設が設置されているので、どちらがっていうと原料に沿った、その記載というのは、
0:45:07	かなり詳細に説明をしているんですけども、いろいろ新規制基準対応で新たに対応が求められたとか設計基準事故時にどういう機能が求められているのかと。
0:45:21	いうことの観点が入居強調してとかそういう点で今回認可を申請しているのであれば、そういうものに対応した設計になってますということを
0:45:36	については漏れなく説明してくださいということです。
0:45:40	うんで、
0:45:45	それからですね、1743 ページの使用表の表裏説の 2-B それぞれから 1748 ページの表り、
0:45:58	節の 2-3 で、これは非常用発電設備のナンバー 2 と非常用の電源設備のという、

0:46:08	別な別なといいますかね違う。
0:46:12	18年
0:46:13	もうこれについてもですね、非常用発電設備の本体であるとかその他の構成機器を含めて常用電源設備No.1と同様の観点で確認して補正をするようにしてください。
0:46:29	特にですね。
0:46:35	ここのNo.2統制というのは、屋外に設置されておりますので、その点も踏まえてちょっとかございました非常電源設備の位置とは、に加えて、外部衝撃であるとか、そういう要求事項が追加されると思いますので、
0:46:53	よく
0:46:55	するにしてください。
0:46:58	私のほうからは以上になりますが、引き続きまして、耐震関係で何点か。
0:47:06	はい。
0:47:08	規制庁規制庁の吉村です。
0:47:12	やっぱり今の中に防火説明があった内容に加えて、耐震絡みで、3件ほどを確認させていただきたいと思います。
0:47:26	1.1点目ですがこれは非常用電源設備ナンバーワンの
0:47:33	非常用発電機の本体の構造図が概観というか、1896ページ。
0:47:42	やります。
0:47:44	ちょっとこれを見ながら確認させていただきたいと思いますが、
0:47:50	発電機のコンターいいと。
0:47:54	ベイズスプレッドいわゆるベースと書かれてます、ベースプレートの
0:47:59	そういう系状態。
0:48:01	据付ボルトの主要とか本数とか、
0:48:06	あとはどこの例。
0:48:09	据えつけているのか、据えつけの位置、
0:48:14	それからこれはおそらく計算がされていると思いますが、
0:48:21	据えつけボルトの検定比がどの程度の赤字になっているのか。
0:48:27	説明をお願いしたいと思います。
0:48:31	それから
0:48:33	この計算結果については、附属所E-3-1の耐震計算結果。
0:48:43	元黒字に非常用発電機本体
0:48:48	計算結果ありますが、
0:48:51	計算結果そのものが、おそらく包絡されているということでございますが、部材のほうに崩落したのかそれともアンカーボルトの辺りに公約されているのか。

0:49:04	補填についても説明していただきたいと思います。
0:49:10	それから
0:49:12	同じく発電機何番はは発電機の
0:49:18	重油タンクに関する確認ですがこれは
0:49:24	図面の記載が 1900、1897 ページの
0:49:30	次に、
0:49:34	記載されてまして、その中で、上のほうにA矢視図という
0:49:41	のがあるんですが、
0:49:43	この円安だし髄あります接合ボルトの
0:49:49	資料等本数は書かれてますが、これが何ヶ所あるのか。
0:49:57	この債務引かれている部分が矢印かもしれませんが、
0:50:02	1 場所が
0:50:06	3ヶ所設置されているのかこの図からはちょっと読み切れませんので、
0:50:10	補足していただきたいと思います。
0:50:13	それからこの図に関して、
0:50:17	壁面、おそらくこれ欠陥方向壁面で、
0:50:21	覆われている。
0:50:24	いると思いますが、
0:50:26	アンカーぐるっとがどの壁面に取りつけられているのか。
0:50:32	でアンカーボルトがどの位置にあるのかが、この図からわかりませんので、
0:50:38	わかるような形で図面の
0:50:41	修正、補足をしていただきたいと思います。
0:50:47	以上が 1 点目です。
0:50:49	それから 2 点目は、
0:50:52	非常用発電機、非常用電源設備ナンバーツリーの
0:50:58	これ屋外の
0:51:00	発電機に関して確認させていただきたいと思います。
0:51:06	図面で言いますと 1890
0:51:10	9 ページに、
0:51:12	ナンバーツリー発電機の
0:51:16	外径が載って示されてますが、
0:51:20	これおそらく全体がパッケージものかとは思いますが、
0:51:27	概観からのWet状態しかこの図から読み取れなくて、
0:51:35	発電機本体がどのような形。
0:51:39	をしているの形状がどのような形なのかそれからどういう形で、

0:51:45	プレートなりベースに据えつけられているのかよく状態だと。
0:51:53	わかって確認ができませんので、
0:51:57	確認ができるような形で図面を補足をしていただきたいと思います。
0:52:05	それから
0:52:10	その中に、中の発電機の状態にもよりますが、
0:52:15	先ほどのナンバーワン発電機と同じように、
0:52:20	中の発電機がどのような状態で、
0:52:24	プレートに
0:52:26	続けられているのか。
0:52:29	それとその強度が問題ないのか。
0:52:33	これはカバープレート等の
0:52:36	部分部分も含めて、
0:52:42	兵藤町の
0:52:45	マーケターされていると思いますが、結果について説明をしていただきたいと思います。
0:52:54	これがはNo.2 発電機に関する確認事項です。
0:53:01	それからもう一つ
0:53:04	非常用電源設備 3 点目ですが、非常用電源設備Aというのがありますが、これは
0:53:13	計算結果がですね。
0:53:16	これは、
0:53:19	ほとんど形状は同じだと思うんですが、計算結果が
0:53:24	2000、これは店舗
0:53:27	資料から附属書類ですね、附属書類 3-1 の
0:53:33	1948 ページに、
0:53:37	計算結果載せられてますが、
0:53:40	非常用電源設備のについては本体は、
0:53:46	ナンバーツーうっと同様の中の共通の評価であるということでバー、バーの表記になってます。
0:53:55	これは
0:53:58	これ見ますと計算対象外のような不形に見えます。これ実際に計算した計算するやり方自体が、
0:54:07	なんか発注発電機と同じだということだと思いますので、計算結果はあるあると思いま同じ形
0:54:16	数字になるかと思いますが、

0:54:18	示されてると思いますので、
0:54:21	計算で耐震の計算書上は計算結果を記載していただきたいと思います。
0:54:29	合わせて
0:54:32	この値バーの表記の仕方がですね、かなりまちまち、これは記載の問題だけなんですけど、
0:54:40	例えば、本当にこれ評価の対象外にしているというケースとか、
0:54:45	たまたま荷重が発生しないのでそこは、
0:54:48	活用が出ないかなということではいろんなケースでバーをつけてますが、この辺は検査をしたものをされてるものについては必ず数値を入れるような形にしてください、をつけるという意味合いが明確にちょっと
0:55:05	区別をしても1回ちょっとこの辺を見直していただきたいと思います。
0:55:11	以上です。以上の3点がちょっと耐震関係のコメントです。
0:55:18	いいですか。
0:55:20	合わせて何かありましたら、
0:55:23	確認することがありましたらお願いします。
0:55:27	はい。
0:55:28	原燃工のほうでございます。耐震の前のところでナガイさんからコメントいただいたところなんですけれども、
0:55:35	1740 ページの使用表のところ閉じ込めのところに今記載がないということについてでございます。こちらについては、現状ヤツ非常用発電機については直接とじ込み機能ないということで記載をしておりますけれども、先ほどの受注を踏まえると、
0:55:53	最後の性能検査のときに、被圧で協会システムの負荷の確認をするということで、ここについては直接的ではないけれどもまた閉じ込めのところに必要として書いておくべきという趣旨のコメントというふうに理解してよろしいでしょうか。
0:56:09	原子力規制庁の永井です。基本的にはそれでよろしいかと思っておりますけど、要は来い構造強度と見れば閉じ込めは直接関係ないんですけれども、第2加工棟、
0:56:26	その閉じ込め、第2加工棟といいますかね、第1種管理区域への閉じ込め機能の停電である電源喪失時の閉じ込め
0:56:38	時にこれがどういうふうに位置付けられてるかという。
0:56:44	ことになると思います。ですから求められる安全機能として、どっちのどちらが回っているとなって土台主査区域を持つ第2加工棟であるとか第1廃棄物貯蔵棟。
0:56:59	これの仕様表との折り合いという観点で、どういうふうに設計。

0:57:09	使用するかっていうのを、
0:57:12	よく考えていただきたいということです。
0:57:16	どんな今年機能性の考えたときに、逆にここに書かないとなると。
0:57:25	そういう第2加工棟の部屋の設計の方にすべて書き込んでいただくというようなやり方も大事ではないと思いますけども、
0:57:36	何らかの外部電源喪失したっていうそのピックアップっていうかですね、したときにどういう動きをして前どこに要求するのかというような機能性能の考えた上で、
0:57:53	町Tall申請書全体として調和のとれたとしてくださいということだと思いますご質問いただいたんですけど、一般にそのここに書けばいいとか書かなければいいということではなくて皆さんの方で、
0:58:09	どういうふうに整理して、どこにどういうふうに記載したのかっていうことを
0:58:16	説明できるようにしてくださいということで、
0:58:21	いうことで、一度社内によく検討していただければと思います。特に非常用電源するのはあっちこちに入り込んでるんですが、その整理の仕方によっては絶対書けというものでもありませんけれども、
0:58:36	発表にするためには重要な電源があるということを理解していただいた上で対応していただければと。
0:58:45	議長。
0:58:48	原燃工のほうでございます。今いただいたコメントで日協会とかの必要な容量等については、安全機能を有する施設、或いは非常用電源設備という条項のところにも書いてございますけれども、今言われたましたように、他のところでも言われてますけども、重複するところは2ヶ所に書くというようなケースもあるというふうなコメントを行っていただいておりますので、そういったところを踏まえて、
0:59:08	どちらにどのように書くかというところは検討した上で補正をさせていただきたいと思います。以上です。
0:59:14	はい。
0:59:15	それで、
0:59:17	はい。
0:59:21	ほかにないようでしたらとりあえず非常用の発電機とポンプと、それから非常用発電関係の事実確認は以上になりますので、繰り返しになりますけど、回答については後日書面で
0:59:37	提出するにしてください。
0:59:41	いや、

0:59:43	私はトップラインじゃない。
0:59:51	じゃあ、続いて規制庁オザワですけれども私の方からの確認に入ってよろしいでしょうか。
0:59:59	この
1:00:01	列車旅行業でございます。よろしくお願いいたします。
1:00:05	規制庁差です。そうしましたら私の方からいただいたコメントに対してのされたというかもう一度確認事項についてお伝えします。まず全部
1:00:19	全般と6月3日のコメントに対する確認。
1:00:26	のところまでを日一気に行きたいと思っておりますので、そこまでをまず一通りお伝えします。まず全般なんですけれども、今後回答いただいている回答対応っていうところに、
1:00:42	その直接指摘を受けた構成機器以外についても全般確認の上、記載の検討すると記載があるところもあればないところもあるっていうところで、これ記載の問題なのかもしれないんですけれども、
1:00:57	規制庁からのコメントが代表例としてコメントしているので、すべてのコメントについて、申請書全体に水平展開をするようにしてください。
1:01:07	一つ一つに書くっていうのがあれであればもう全体の最初のところを書いていただいてもいいですけども、きちんとそういう意思表示をしてやりますというところを記載するようにしてください。説明するようにしてください。
1:01:21	続きまして、6月3日のところの0603-2に関してですね。
1:01:30	これ第四紀設工認の申請され対象である第2加工棟の議論を踏まえて、なぜ同様の記載をすることができなかったのかしなかったのかっていうところを口頭説明だけではなくてですね、その原因を
1:01:47	回答対応欄に記載して説明するようにしてください。
1:01:54	また図面というかですね、これ第1加工棟本体としてっていうようなところで、このところのそのコンクリート編集部であったりとか、その外扉であったりとか、
1:02:10	そういうものが改造今回改造されているところになりますので、
1:02:17	図面に記載漏れ等が発生していないのかということも含めて、
1:02:23	説明をお願いします。
1:02:27	本件前技術基準に対してですね、仕様表図面適合説明基本方針書に記載漏れがなかったのかどうかということをチェックして内容はその結果を説明するようにしてください。
1:02:44	第4次設工認においてという値がこれを第3時間第三次設工認においてということですよ。
1:02:53	続きまして、0603-4の更問です。

1:02:59	本件についても同様なんですけれども、先行申請延べ議論を踏まえて、なぜ同様の記載をすることができなかったのかというところについてこの等々についても赤い等についてもその原因を説明するようにしてください。
1:03:19	続きまして、
1:03:21	0603-5 の
1:03:26	確認です。
1:03:30	回答対応に記載説明していただいた修正箇所については、その修正していただいたその記載内容であれば理解できますので、本文の申請書本文の記載で説明内容が読めるようにしてください。
1:03:48	それともう1点ですけれども、基本方針書の
1:03:53	連続焼結炉の圧力逃がし機構の妥当性評価値、評価のインプット情報が本文の図面等で、
1:04:04	記載されているということを
1:04:07	御説明してください。
1:04:10	今回添付していただいている図面等では開口部の面積開口部の大きさだとかですそういうところも記載されているようですけれども、当インプット情報が漏れなく、こういうところについて記載していますというのを説明するようにしてください。
1:04:30	それと、
1:04:31	作動圧力について、記載されているというところですが、作動圧力が設計圧力以下であるということが作動圧力設定の根拠になりますので、
1:04:45	作動圧力については、以下であるというような表記ではなくてですね、設計圧力であったり耐圧強度であったりというところを明示して記載するようにしてください。
1:05:00	続きまして、06036 の確認です。
1:05:07	これは全体のところ、浸水し得る仕様の記載の全体のところでもちょっと重なるかもしれませんが、回答のところに関して仮移設した設備の管理番号の取り扱いについてなんですけれども、
1:05:23	安易に削除するということではなくて、経緯がその本文記載でわかるように記載するようにしてください。
1:05:33	また仮移設した設備の管理番号のとり方についても、経緯を踏まえてですね、本文記載でわかるようにしてください。
1:05:46	続きまして、
1:05:48	06039 のコメントに対する確認ですね、回答に対する確認です。

1:05:58	ここも今までと同様なんですけど、基本方針書で示す評価のインプット情報はすべて全本文記載になっているかというところについてはすべて次回の補正のときにですね申請内容について隠すに確認した上で反映するようにしてください。
1:06:18	続きまして、0603 の 22 の回答の確認です。
1:06:25	減圧弁名称変更するところなんですけれども、この弁については安全機能がないということなんですけれども、この弁の等量機能持っているのかっていうところを、
1:06:37	回答で結構ですので、御説明するようにしてください。
1:06:46	続きまして、0603 の 28 の開閉会等の確認です。
1:06:53	回答ですね、爆発縁から十分な離隔をとることにより爆発による影響を受けない配置であることを記載しているところなんですけれども、こういう定性的なものではなくて、定量的な確認をした上でこういう記載になっていると思いますので、
1:07:10	定量的な評価の内容を記載説明するようにしてください。
1:07:16	必要に応じて、基本方針書に対しても同様でございます。
1:07:24	続きまして、0603 の 39 の回答に対する確認です。
1:07:32	回答のところ、基本本文記載も耐震重要度分類に従って設計することとするって回答があるんですけども、
1:07:43	本文記載の耐震重要度分類に従わない設計を想定しているんですかというか、確認です。
1:07:51	くだいんですけども、0603 の 31 でもコメントしてるんですけども、事業許可の本文記載事項は守る時期守るべき事項だ内容でございますので、
1:08:05	事業者の判断により変更はしないでください。
1:08:11	記載を変更するのであれば事業部の変更手続きを行ってくださいというところであるですこれあの繰り返してるところです。ちょっと回答の記載ぶりだけのもの問題なのかもしれないんですけども、記載がこういう回答であったので、
1:08:27	ほぼ想定して何でした。
1:08:30	本文記載に従わないっていうものを想定しているのかと思って心配になりました一応念のための確認でございます。
1:08:41	続きまして、
1:08:43	6 月 3 日分については最後になりますけれども、0603 の 41 の回答の確認でございます。
1:08:52	回答のところ、第 2 加工棟の記載で、

1:08:58	ダクトが、一方の火災区画に対して、火災区画境界の防火ダンパに至るまでの間、
1:09:05	通過するので、開口部を持たないため、海水帰れ火災区画間の火災の伝播経路とならないというふうに説明されているんですけども、説明となっていないというこちらのAとか質問に対する回答になっていません。
1:09:23	回答いただきたいのは、ダクトが燃焼した場合に、他の火災区画火災区域、そのダクトの開口部通して火災が伝播しないということを説明してください。
1:09:38	あのダクト自体が不燃物できていてっていうようなところであれば、きちんとそういうところを含めて説明していただかないところでは回答になっていないというふうに認識しております。
1:09:52	6月3日までのところは以上でございます1回ここで切りたいと思います。
1:10:02	原子燃料工業カミムラでございます。1点ちょっとご確認させていただきたいと思います。0603-5の更問の圧力逃がし機構のところのどっか耐圧強度の記載、これは評価のインプット情報として使用表に書き込むことと、
1:10:20	というような指摘だったかと理解しますので、ちょっとこちらについてですね、原燃工側でのちょっと考え方というところを一旦御説明させてちょっと考え方について確認させていただきたいと思いますんで、今回ですね来本日の面談資料として御準備させていただいてます。1人1021-1、
1:10:40	1のこちらのコメント回答表ですね、603のA-5のコメントのところでの今回の今回のこの資料改訂版ということで前回の面談からさらに一部追記して記載してございますけれども、最終最後の部分ですねコメント内容のところでの最後のところにちょっと我々の考え、
1:11:00	やり方を書かせていただいていますんで、今回も圧力逃がし機構の考え方としたしましては、もともと焼結炉自体に爆発に対する耐圧強度を持たせているわけではないっていうのが基本的な考えでございます。
1:11:16	これんで、ただですね。ではじゃ爆発圧力よりも低ければ低く、爆発圧力逃がし機構が作動すれば、大丈夫かというともそれより先にどの方が持たなければ意味がありませんので、そういった意味で、それより
1:11:34	低く作動圧っていうのは当然設定させていただかなくてはならないというふうな考えでいます。切って今回その基本方針書のほうでいくつか評価をさせていただいてますけれども、想定爆発の結果としましては順番的には想定爆発圧力、
1:11:54	英語がございまして、さらに想定爆発圧力に対してロガーも使っているものもつかって言い方もちょっと先ほどの言い方と矛盾するところがありますけれども、結果的には想定爆発圧力が思ったより小さいので、耐圧強度がそれよりも高いところにあると。

1:12:12	したがいましてそれより、今回の圧力逃がし機構の作動圧としましては、想定爆発圧力より低ければ、問題ないというところとして耐圧強度が想定圧力よりも高いところにあるというところを確認させていただいたというふうな考えております。
1:12:30	先ほどのちょっとご指摘いただいたインプット情報としての直接的な設定根拠というところと言いますと、今回想定爆発圧力のほうが低くございますので、こちらのほうがどちらかという、根拠として記載すべきかなというふうに考えたのですが、
1:12:48	この辺の国語考え方とかちょっといかがでしょうか、コメントいただけますと幸いです。以上です。
1:12:56	規制庁座ですけれども、今カミムラさんが言われたところの想定爆発力以上の体力があるということを明確に謳っていただければ結構です数値としてですね。
1:13:13	要するに比較はできないので、こう漠然とこう言われても本当にそうなのかというところで数値を示した上でそれ以上のものがあるというのを事業者として宣言していただきたいというところですよ。
1:13:30	確かにそうなんですけれどもナガイさんの方から追加があればお願いします。
1:13:39	ナガイです。今こちらから確認します。
1:13:49	ナガイのが1点ちょっと今の説明の中で原子力規制庁ナガイです。
1:13:55	すいません私の聞き違いだったらあれなんですけど、連続焼結炉場合で水素爆発が起きたときに、
1:14:06	ロープ本体は損傷しない設計であるという理解でよろしいですよ、ちょっと説明は、
1:14:17	そんな説明でなかったようなこともあったんですけど、そこいかがでしょうか。
1:14:22	原燃工カミムラでございます。評価の結果は想定爆発圧力よりも各輦締結しているボディを締結しているボルトですとか、6この辺が持つということは確認はできてますけれども、
1:14:39	もともとの設計としては必ず爆発に持たせるような設計としないというところの思想ではなくてですね、どちらかというとその辺爆発しないように圧力逃がし機構を設けているというようなスタンスかなというふうに考えてございます。
1:14:54	はい、原子力規制庁名前です。ちょっと今のはちょうど中途半端なんですけど、技術基準の14条のところですね、安全機能を有する施設は、通常時及び設計基準事故時に想定されるすべての
1:15:13	環境条件においてその安全機能を発揮することができるように設置されたものでなければならないというのは技術基準の要求事項になってますので、皆さんの連続焼結炉の

1:15:29	設計基準事故が起きるわけですけど、まさにこれが設計基準事故なんですけど、そのときに、評価でどうか論
1:15:41	どこからいわゆるその中の核燃料物質がどれぐらい
1:15:48	外部に放出されるかということの評価していったときに、当然炉の本体はきちんときちっとバローの問題から、核燃料物質が
1:16:05	資本発報に飛び散るということは想定しているのであれば今の説明でいいと思うんですけども、そうではなくて、当然炉本体をずっとわからないようにですな損傷させないように、
1:16:21	逃げ道をつくとそのために開口部があったり、今の逃がし弁が設置されていると思うんですが、そこの表評価といいますかね損傷の程度、それから、逆に損傷しないように安全弁であるとか逃がし弁というのは、
1:16:39	取りつきますので、その入口側、これまでも何度も審査会合以降ですな、何度も私が
1:16:47	確認をさせてもらったのと、こんな根本的に違うんじゃないかなと思ってます。なので、さらに言うと、まずそこまでですな。
1:16:58	それはどのように、設計されているんでしょうか。そういう観点から、どんどん本体をどういうふうに設計しているんでしょうか。
1:17:12	原燃工カミムラでございます。我々の考え方としまして先ほどナガイ様のほうから御説明っていうか、お考えになられてたこととほとんど考え方としては、同じだと思っています。まずやっぱり最終的に炉が爆発しないようにというところの観点で圧力逃がし機構というものをもう
1:17:32	出ていると、そういうところで最終的には何ですかね、巻く発言に対して圧が逃げるような格好でロガー聳本体が飛散しないというような設計にしているというような考えでございます。
1:17:48	原子力規制庁ナガイです。ですからそういう観点で行ったときに爆発したときの炉内の想定する最高に達する圧力なりバックアップ芝生ですな、それにそれを明確にした上で、それにはパイル設計なっているというのを、
1:18:08	具体的に記載して説明してくださいと言ったのがオザワからのコメントなんですけれども、そこは理解いただけましたでしょうか。
1:18:20	原燃工カミムラです。はい、先ほどのオザワ様のコメントのほうは理解はいたしました。はい、ちょっと書き方等々含めまして、検討させていただきたいと思えます。原子力規制庁ナガイです。ですから最初のところで、
1:18:35	全般でお伝えしましたけれども、具体的に通知も通常時の最高使用圧力書がなくともいいんですけど、本体での耐圧強度といいますかね爆発に伝えるのは、これ以上これ以上といいますかねバック分圧に対してそれに

1:18:54	ファイル設計になっているということで、当然逃がし弁とかなければ、ものすごい高い圧力になっちゃうんでしょうけど開口部もあり、逃がし機構もあって、その中で、設計さ想定される想定されるというか設計上定める。
1:19:11	最高使用圧力といいますかねローン本体の強度があるはずなので、そこを具体的に抽象的な定例静的な気体ではなくて、定量的な記載にしてくださいというのが、
1:19:26	もともとの蛇腹のコメントってますので、よくそのところで理解した上で対応してください。
1:19:38	原燃工カミムラでございます承知いたしました。
1:19:47	規制庁原子力規制庁名前です。それではよろしければ引き続きから続けさせていただきたい。
1:19:58	はい。規制庁座ですよろしければ、6月17日のですね、コメント等の会議いただいた回答に対する再確認事項です。
1:20:11	まず1点目、多分誤記だと思いますけれども、061 ナガイ8の御説明ですね配当も中で基本方針省2396というところが2936。
1:20:29	のウェイト誤記だと思いますので、確認をお願いします。
1:20:33	続きまして、0617-20なんですけれども、
1:20:39	こちらはですね、申し訳ないんですが説明内容をこの回答対応にいただいている説明内容でちょっと理解できないもんですから、面積率等についてですね御説明いただくようお願いします。
1:20:54	はい。
1:20:55	続きまして、0617-21。
1:21:01	の回答に対する確認でございます。
1:21:04	技術基準規則第11条第7項第3号についてですけれども、
1:21:12	焼結設備等の内部で
1:21:15	外部名可燃性ガスケットアンモニア分解断層を含むですけれども、もう漏えいさせないように、あれパイロットバーナーを用いて、可燃性ガスを減少させているというふうに我々は認識していません。
1:21:30	してもらっている可能性が供給を自動的に提出することは不要としている、その根拠について、再度御説明いただきたいと。
1:21:41	考えています。
1:21:43	続きまして、0617-22に対する確認です。
1:21:52	御説明のあったと記載のありますその回答の説明については理解いたしますので、

1:22:01	本文の使用表だとか図面等に適切に記載されているということを説明してください。
1:22:10	続きまして、0617-23 に対する確認です。
1:22:17	循環水冷却システムを構成している屋外水素一部会合の系統構成。
1:22:26	構造について説明をお願いします。
1:22:31	循環水系等が停止した場合に、
1:22:34	御連続焼結炉の運転についての説明をお願いします。
1:22:39	固定した場合に、過加熱防止機構で運転停止するということまで放置されるということであれば、その場合の冷却水系統の健全性についての説明をお願いします。
1:22:55	続きまして、
1:22:58	0617-24 に対する確認でございます。
1:23:04	区内供給配管経路を含むため、特定の設備に附属せず、
1:23:12	営利を通その他加工その他の加工施設として整理しておりとその回答に説明があるんですけども、
1:23:22	その可燃性ガス供給配管についても連続焼結炉構成機器となっているので、
1:23:29	連続焼結炉の構成機器として整理することが適切なのではないかと考えるんですけども、本件のみだけではないので、申請書全体として、こういう位置付けのものについても、
1:23:45	どうどうこう整理しているんだっていうところ全体の中での位置付けとして御説明をお願いします。他のものも含めてですね、やはりこういう整理しているんだということであればそういう御説明をお願いします。
1:24:01	続きまして、0617-28 でございます。
1:24:06	これ前ももう風確認というか、こちらのコメントでも類似のものがありましたけれども、回答の記載でですね、信号系統図は、当該事象で作動する機構を示しており、
1:24:23	その後の後段事象が記載しない整理としているという説明があるんですけども、それではですね、一連の事象で動作するということが我々のほう読み取れませんので、前段と後段の事象の繋がりがわかるように、
1:24:40	記載をしていただくようにお願いします。
1:24:46	続きまして、06127-45 の事項の確認でございます。
1:24:57	そういう機能設工認における取り扱いとして、
1:25:02	ちょっと途中略しますけれども設工認申請対象外とすることを補正にて明確にするとあるんですけども、説明がされてるんですけども、
1:25:13	これは設工認の申請も対象となるタイミングで、

1:25:18	また設問の対象になるようなことがあるのであればですね、設工認として投信管理番号を付与して申請されるものというふうに我々は私の方に理解してございますので、
1:25:34	そのような理解。
1:25:36	でおりますので、ちょっと記載のほうを検討事業者の考えとしてですね、そこがないか確認していただければと思います。
1:25:45	続きまして、
1:25:47	0617-48 に対する確認です。
1:25:55	事業許可のほうマーキングした記録が事業許可をマーキングした記録、これマーキングした部分以外に、設工認に展開する必要のある要求事項を含んでいないかどうかを確認した記録について言ってますけれども、
1:26:11	これについては、本市原燃工も確認した死守ものをですね、事業許可でマーキングしたものを面談資料として提示するようにお願いします。
1:26:25	続きまして、最後になりますけれども、0617 の 76 のに対する確認回答に対する確認です。
1:26:37	回答でですね、計算過程の数値を記載しており、県営補正で適切に修正すると説明されているんですけども、
1:26:48	これについては、なぜこのような記載が発生してしまったのかということについて、その原因について説明をお願いします。
1:26:58	またその原因を踏まえて、申請書全体をですね、次回の補正にあたってでもですね。再点検をした上で申請するようにお願いします。
1:27:12	6 月 17 日の回答に対する検討も再確認については以上でございますここで一旦切りたいと思います。
1:27:23	原子燃料工業カミムラでございます。今ご指摘いただきましたコメントの中で 1 点確認させていただきたいと思います。0617、20 番の更問に関しましてちょっと説明内容がよく理解できないというご指摘でございました。すみませんこちらちょっと我々がちゃんと質問の趣旨を理解していない。
1:27:43	だったのか、大変申し訳ありません。ちょっとあの繰り返しちょっと改めてですね、回答させていただく上で、ご質問の趣旨をちょっとあの確認させていただきたいと思います。
1:27:55	もともと 0617IF20 のご質問の中でですね、系統図を申請書でいきますと 1204 ページの系統図をお示しになられていて、連続焼結炉設置する室には 2 系統の局所排気系とか設置されていると。
1:28:14	どちらの系統に接続されますかというような御趣旨の御質問です。文書としてはそういった形なんですけれども、1204 ページのちょっとすみません私どもの

	理解としましては 1204 ページの系統図の中で今回連続焼結炉を設置させていただきます
1:28:34	できましていただいております第 2-2 ペレット室ですね、こちらの絵のほうを見ていただきますと、設備局所排気が繋がっていますけれども、設備から局所排気、ここでは系統 8 番というものが繋がっておりますけれども、
1:28:50	一つは前図示されているものでプレフィルタ構成内フィルタがついているものついていないものがあるとの二つの系統のどちらかというところの御趣旨の御質問なのかなと理解していたんですけれども、
1:29:07	そういった意味でちょっと今回回答を作らせていただきましたが、ちょっとそこでか伝わっていかもちょうと質問の趣旨が違っていたのかというところでございますけれども、ちょっと御理解のほうも間違ってますでしょうか。
1:29:24	規制庁材ですけど、やはり多分これもととのコメントの趣旨としては、今のでよろしいですか。はい今の趣旨の通りで一応回答としてはフィルターのない方に直接繋がって行って、
1:29:40	小計 1305 ページを見ると、なんかフィルターもあるライン内欄それぞれに何の種類がぶら下がっているのかは 10 図示されているってということなんで私を法令で
1:29:54	理解はしたんですけども。
1:29:59	規制庁ダンス了解しました。そうしましたら前私のほうのこの取引外なので、コメントについては理解できているというところで落としていただいて結構です。
1:30:12	承知しまして、原燃エカメラでございます承知いたしました。ありがとうございます。
1:30:23	規制庁され数その他になれば、続いて確認をお伝えしたいと思うんですけども、よろしいでしょうか。
1:30:31	あと、
1:30:37	原子燃料工業でございます。よろしくお願いいたします。
1:30:43	規制庁座です。そうしましたら、次はいただいた回答いただいたものに対する再確認ではなくてですね、新たなものなんですけれども、
1:30:57	添付資料の補正申請書ですね。1 参考資料 1 というところに加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明に係る変更点のまとめというふうに
1:31:15	リストというか、表がついてございます。
1:31:19	その中での確認になります。
1:31:22	まず、廃棄物貯蔵槽への送水について緊急遮断弁による送水停止から送水ポンプ自動停止装置による送水停止に変更するっていう説明があるんですけども、

1:31:38	この変更に伴ってですね事業法許可の本文記載事項であります浄水送水用、緊急遮断弁の設置有無について説明することの設置の有無について説明をお願いします。
1:31:55	設置設置をなくすのがあるのかその追加で時同定種類の装置をつけるのかというところですね、なくすのであればなくすってところの確認、御説明をお願いします。
1:32:08	それですね、本件なんですけれども、そういうことであればですね。
1:32:13	本店、大分前になるんですけれども、明和顔面の10月24日に行政相談に係る面談ですね、相談を受けた内容の一つとして、本件挙げられています。
1:32:29	その中で、用つつう層中では四つの事項について確認挙げられていたんですけれども、なんかのみつう③というところね所
1:32:44	浄水系統の一部変更っていうので入っていたものだと認識しています。
1:32:48	で、このときはですね、
1:32:52	原燃工から御説明いただいたその資料がですね、より詳細なものがなかなか記載がなかったの、こちらで考え方について御説明した面談になっていたかと思えます。
1:33:10	時にはですね、四つの中の一つですね一番大きい事象として水素、窒素ガス供給方法の変更というものを代表してその考え方を御説明していますので、そのときの説明の
1:33:25	に沿ってですねこちらから規制庁側からの考え方に従って、その事業許可の本文記載事項に係る変更について再検討してください。どういうふうに考えるべきかというのはそのときにもお示していますので、
1:33:41	そのときのあの事故を踏まえて再検討をお願いします。
1:33:47	もう
1:33:48	当方のコメントを踏まえてですね申請書全体にその水平展開を実施したとしておりますけれども、本件についてですね、過去5万年コメントを踏まえていけばですね、この緊急遮断弁をなくすということであれば、
1:34:04	このようなシニアの申請がなされるはずがないという認識でいるんですけれども、どのような検討がなされたのかということを説明してください。
1:34:14	本件のみならずですね、
1:34:18	添1表3の参考道ですか、に記載されているものについて、いま1度全体を再再検討して御説明してください。
1:34:30	いくつかはですねここでは言いませんけれども、幾つかは、10月定例鋼10月24日の午後行政相談にこちらが示したその内容を踏まえれば、挙げられてくるはずがないというような変更が挙げられてきているという認識でいます。

1:34:48	ですので、ちょっと確認していただいた上ですね、どうするのかというところを検討してくださいで変更するというのであれば、許可の変更手続きを行っていただければ結構だと思いますので、そこら辺どうするのかということ踏まえていっても、いま一度確認していただければと思います。
1:35:10	これ緊急最後になりますけれども、緊急遮断弁を設置しないということであれば、より保守的なものかもしれませんけれども、その溢水評価その送水抵触方法が変更されるということであれば溢水評価に与える影響、
1:35:24	あるなしっていうところについても説明いただく必要がございますので、そういう認識でいただきたいと言っていたいただければと思います。
1:35:32	本件については以上です。
1:35:39	原子燃料工業の藤原でございます。今のご指摘の許可からの変更の点ですね、トレーは関連の行政相談を踏まえた上ですね、再度再検討いたしまして必要な見直しをさせていただきたいと思っております。以上です。
1:35:59	規制庁座です。よろしくお願ひします。今日私のほうからは以上になります。
1:36:08	はい。紀州町立あれ数じゃ次私のほうから、
1:36:13	焼結炉関係で2点、ちょっと下がったというさしてもらいました。一つ目。
1:36:19	0617-19番の関連する成果の確認です。この回答によりますと、燃焼はその背景のための設備条文舞鶴風土にオプションはちょっと若干間く意図は接続されているとあります。
1:36:35	これも具体的に言いますと燃焼してるの情報出入口と廃棄。
1:36:41	二つ、合計4ヶ所あると思うんですけど、この4社それぞれの情報にフードがあって、局所排気繋がってるんでしょうか。原料の申請者の376ページとか図面見ると、これ見ると出入口1分かれているようにしか読めないんで、
1:36:57	そこを正確に非常勤正常に上げているのをお願いします。
1:37:03	二つ目、
1:37:05	061ながら21番の関連というかです。
1:37:10	ここなんです、回答の中にいろんないいから排出される交互のアンモニア分解ガスが地面すると未執行することはないってありますが、
1:37:20	もうこの話をちょっともう少し具体的にひずみしてもらいたいなと考えております。
1:37:25	具体的ななんですけども、例えばこの現象というのは炉外で加熱された水層おらないに外に排出することで、パイロットバーナーがなくても水素と空気中の酸素は自然に燃焼することによって、
1:37:41	爆発下限界のままで対応することがないということになるのでしょうか。頭紙にできなかった場合、この現象っていうのは

1:37:50	水素が漏えいしたと思う。
1:37:53	緊急社みたいなことがいろいろあると思いますけど、それらの設計条件の考慮がされているものなんでしょうか。この辺について整理し説明をお願いします。
1:38:04	私は以上です。
1:38:14	原子燃料工業の藤原でございます。
1:38:18	今いただきましたコメントにつきましてはまた書面で回答させていただきたいと思いますが、必要に応じて補正のほうに反映いたしたいと思います。以上です。
1:38:28	その時のチーム、
1:38:31	原子力規制庁ナガイ熱気づきまして面談資料、これまでの面談資料の／といった追加の確認になります。最初に
1:38:46	そうですね、ちょっとさかのぼってしまうんですけど、本日の面談資料 2、H-2021-1。
1:38:53	なおこれ 6 月 3 日のですね 0603-1 の追加のコメントを確認になります。
1:39:04	ですね、第一次申請から第 4 次申請の本文ですねこれは授業とか図面等に記載して認可を受けた設計仕様についてですね第 5 次申請の
1:39:20	次表新たな図面等で設計仕様の追加補足または修正をする場合には、申請書の別記 1 の 3 ポツの施設一段ね当該施設を
1:39:36	今後記載して使用表の推移表の応答倍設計とですね、そのいわゆる追加変更施設を追加するところは設計とそれから関連図面を埋めるようにしてください。
1:39:52	で、先行申請して認可を受けた。
1:39:56	図面の記載は、基本はもう平行しないということで、第 5 次申請の図面については、それがわかるように識別をするようにしてください。これはこれまでもお伝えしてる内容の繰り返しになるんですけど、一応改めてお伝えします。
1:40:16	以下同じく 6 月 3 日のですね、8 番目で 63-8E-時間の確認とか、その回答欄にですね、分割申請における使用表図面添付書類等の記載の考え方及び
1:40:33	最終申請のあるべき姿についてはですね、別途加工棟の例で改めてですね、説明をするようにしてください。これは前回第 1 加工方法の例が出てるんですけどもまだ最終の姿に
1:40:51	なっていませんので、こちらのほうはアップデートアップでございますかね、次回の面談で説明するようにしてください。
1:41:00	ほか 0603-9 のですけども、このこの解放盤の機能性能に係る設計についてですね後部のほか求められる安全というのを踏まえた設計であることが、

1:41:15	わかるように系統図であるとか、インターロック部も本文の添付するようにしてください。今回の補正ですれねかなりインタロックとか添付図面の充実はしてきてると思いますけれども、
1:41:33	全体ですね、本日のコメントになると、この後、確認する内容も含めて、踏まえて再確認をするようにしてください。
1:41:43	6月3日分の
1:41:48	この確認は以上3点になりますと回答についてはこれに対して直接でも結構ですし、その後の追加の関連するところに含めて回答していただいていますけどですけれども照明のほうで回答をお願いします。
1:42:05	以上3点について何かありますでしょうか。
1:42:13	原子燃料工業フジワラです。今の御指摘の3点、承知いたしました。では原子力規制庁の永井です。引き続き、もう資料のですね、H-210
1:42:33	認1022の6月17日のコメントに対する回答の追加の確認になります。
1:42:42	これが4. お伝えします。
1:42:46	まず1点目ですけれども、この見つかるんですが0.17-47、484950の
1:42:59	だからといって、これも回答欄のですね、47から49の回答欄は、それぞれ申請漏れや設計の不整合が多数確認されております。
1:43:14	で、ここで確認したって書いてあるんですけれども、これらに今、本日の面談でお伝えしているという内容も含むんですが、061No.の50の次回の回答ではですね。
1:43:31	第2回目の補正に向けて、①から③ですね、これは4、47から4849になりますけど、①から③の確認において、その確認の観点を具体的に
1:43:47	説明をするようにしてください。
1:43:50	それから次になります。打撲内側の67通貨の確認です。これはちょっと参考までにお伝えするんですけど、φ登壇のところになりますといった一時から第用地までに
1:44:06	この先行した設備を記号変えてっていうような説明なってるんですけど、どのような記号を用いて埋めてしようとしているのかはちょっと具体的に説明してください。
1:44:23	いずれにした場合もですね、
1:44:28	例えばの例ですけれども、*の1234とか、いつ申請先行申請したのかが、その記号の意味を別にまた確認しないとわからない。
1:44:43	その規模を見ただけでわかるようなですね、わかりやすい記載に努めていただきたいと。
1:44:51	それから、引き続きませんが、0617の75番。

1:44:57	のを聞いたのかとなります。これも回答が 2 台店廃棄物貯蔵棟はA3 竜巻発生に前公開これ倒壊することを様防止するために、
1:45:12	F3 竜巻用を上回る保有水平耐力を確保する設定としているが、F3 竜巻(6) 選抜には入られないことから、自己評価で損傷を
1:45:28	工業していること、この記載を省略していると。
1:45:32	回答しておりますので、その辺について、F3 竜巻により建物とか設備機器の損傷の程度はここに記載した損傷の程度を踏まえたしよ。
1:45:47	を記載するようにして下さで実際の建物の強度ばスタッフ荷重を上回る
1:45:56	ようにてっ評価されていて、それから設定されていて、で、評価上の
1:46:03	建物の損傷の程度より小さいことを確認したのであれば、そういう説明については添付書類の評価結果のO2 ですね、期待して説明をするようにして下さい。
1:46:18	それから、0617-76 号中間報告というんですよ。で、これ水流展開になるんですけれども、もう研さんパツてですねコア仮定の数値を
1:46:35	記載していたということであ誤った記載になっているという。
1:46:41	ことなんですけれども、他の評価結果、すべての評価結果についてもさそういう誤りがないかというのは再確認をして下さでその回答いただく時には再確認したファインそれから
1:46:57	再確認の結果についても説明して下さい。
1:47:01	以上 4 点ですね、
1:47:06	9 月 17 日の回答に対する追加の
1:47:11	何か名なんてありましたらよろしくお願ひします。
1:47:17	原子燃料工業フジワラでございます。
1:47:21	先ほど 1 点ですね
1:47:24	617 の 50 の次回の改定の回答でということでコメントいただいた部分でございますがこれ、こちら準備しておりますので、次回の面談には説明させていただきたいと思ひます。
1:47:39	目録ほかにつきましても承知いたしました。以上です。
1:47:50	はい。
1:47:51	言っといやを
1:47:53	そのどういう今年の実国民を以上になります。規制庁でちょっといいですか。
1:48:01	はい。
1:48:03	すみません今のナガイの方から伝えました。06176 のサーバという面ですけれども、新しい

1:48:15	コメントしていたところでも同様のものがありますので、どちらかで書いて結構ですので、見ていただければわかると思いますので、回答のほうはどちらかで結構です。以上です。
1:48:30	はい。
1:48:36	原子燃料工業、藤原です。承知いたしました。
1:48:41	規制庁ある程度数字は今日まだ技術確認残ってるんですけど一応今更という関係上でここできりがいいと、結構時間がたつてるといったものに録音止めて休憩してからまた再開したいと思いますが一応よろしいでしょうか。
1:48:58	原子燃料工業でございます。お願いしますよこれでいった残ん止めます。
	(一時中断)
0:00:02	はい。規制庁アリタですそれでも面談のほうを再開します。
0:00:07	残りの事実確認事項順番されてきますのでは、これについて、
0:00:14	後日書面で回答をお願いします。一つ目。
0:00:18	許可の要求事項に係る確認で0は3年2月9日に届け時細かな変更で評価は工事計画の変更であると思うんですけどそこを見ると、防犯申請の加工施設については適宜報告におけるもので、
0:00:36	ここ電力する通り違和感を使わないことを保安規定に定めてありますが、この約束事項は今回の申請時本文のどこ記載はあるのでしょうか、説明をお願いします。
0:00:46	二つ目、1506 ページ。
0:00:50	第1 廃棄物貯蔵棟、使用料見ると、許可の24 ページに記載されている過去建物の基本的な性能のうち、再活用についての記載が見当たりませんので今年についても申請書のどこに記載の御説明をお願いします。
0:01:07	次に
0:01:09	地震による損傷第6 地震に関する損傷についての趣旨です。
0:01:14	市民税車線を外す1058 ページの第1 廃棄物貯蔵棟の
0:01:20	方向性といひまして、
0:01:23	8064 の2 番緊急設備設計密閉構造扉というものについてなんですが、これらの耐震重要度分類の記載がありません。
0:01:36	これらについての関心の考え方を説明してください。でも具体的に言いますと方向の堰に期待する機能は何なのか、1809 ページには溢水による損傷のほうで記載はあるんですが、これを踏まえた際にどの程度の煤塵もたせることは、
0:01:53	求める機能を担保するために妥当なのか明確に説明してください。
0:01:58	次、17 条の内部溢水についてです。

0:02:02	1603、
0:02:05	1063 ページの仕様表に
0:02:10	階段開口部、かたいへのすこ貫通部等の流入の経路の開口部をずっとW1 件、21 等で1 がわかんないんですが、その具体的な数の内訳、
0:02:25	今は例えば
0:02:27	下階への感ずるが何ヶ所あるかとか、そういったことが主要行の文章にK写真 説明ください。
0:02:35	続きまして、
0:02:38	1382 ページ。
0:02:43	ずっとW知見の 21 の(2)番ですが、ここにおいて吹き抜け部分の開口部が評 価でいうと、日本観光にあたるものと推察されますが、図において含めるか粉 で明確に名称明確に説明してください。
0:02:59	また
0:03:01	場所は自明だか名称の記載がないので、
0:03:06	貯槽ピット開口部についてもぜひ説明をしてください。
0:03:10	ヤツ行きまして、
0:03:13	評価の点 5 別 195 のページなんですけど報告を見ると会談加工部の法律べき 障壁として衝撃括弧サポートというのはあるんですか。
0:03:23	これは図でいう、どういうことなのか説明をしてください。
0:03:29	次階段開口部の 16 ページに店名散水以上というのは、
0:03:36	何を意図して記載しているのか。
0:03:41	流量評価では
0:03:45	階段開口部の流路面積は 0.0 が 6kVAとなっており、定点で 3 立米という記 載の意図が不明確な図示します。
0:03:59	続きまして、
0:04:02	1966 ページに準ずるほか、
0:04:05	600 のカッコ 2 の漏水検知器の配置図なんですけど、
0:04:09	人水源の参加ができる手法アドバイスが示しようが含められずに応じて説明し てください。
0:04:15	1064 次線の 54 ページの仕様表で、
0:04:20	溢水表示は 2ヶ所に設置と記載がありますが、震源の 56 ページはどちらに行 か処置が見当たりません。残り箇所は図などで確認できるか説明して、
0:04:34	次A溢水評価上は溢水検知方法に手動で弁を閉止する対応は他の定義のな がら 179 と記載があるところですが、溢水た弱としてまず一つ。
0:04:51	東播手動そう当該手動層厚閉止弁の施設としての管理の考え方。

0:04:58	二つ目の手動閉止弁の第 16 円適合性の関係で、最初の初動KC-1 について、これについて本申請書の中で明確な説明をしてください。
0:05:11	次が派
0:05:14	設計番号の 8065-2 番、緊急時技術者水盤の配置なんですが、
0:05:22	これをずっとリーフ他 13 の(2)に示すありますが、図を見るとちよっと1しかわからない状況でございます。で配管に対してどういう入射成分を設置するのか、する構造的な部分をずっと低迷が大きくなってください。
0:05:41	続きましてここからは
0:05:45	あと前期ポンプ等々、とりあえず御に関する
0:05:49	事実確認になります。
0:05:51	212 月 354 ページの強化との変更点において、
0:05:58	第 1 廃棄物処理棟の地震時の情報共有配管の緊急遮断弁を自動閉止させる機能について 25 は、
0:06:07	ですがこれについてはこの許可でいう自動停止を設工認で担保するとしている。
0:06:15	8600 地盤の送水ポンプ自動停止装置についてどのように横浜考慮されているのか、また 1806 ページの資料名二重化が読み取れないので使用表で説明をしてください。
0:06:31	次に火災関係に移ります。
0:06:35	線路 1061 ページの消火器の配置についてですが、1939 ページの図より崩壊地の確保を意見も
0:06:46	防火対象物の確認から歩行距離 20m以下となる配置を本当に知らなかつから読み取れません事実の記載をしては干渉物とかも消火器の距離を明確に説明してください。
0:07:01	次に
0:07:04	安全機能番号の 8012 号の一の 8。
0:07:10	消火設備、可搬消防本部についてですが、
0:07:14	消防法施行令第 20 条に準拠して郊外に設置するとしますが具体的にどのような考え方で 20 台に重要な大南港内 5 内なんぼの定めに準拠して、ここがよくわかって説明してください。
0:07:31	許可次が許可の後の 56 ページですが、ここで数倍へ
0:07:39	観光Aとして、火災区域境界の扉防護扉とし、経時閉鎖式もしくは火災感知器と連動し閉鎖するとありますが、使用表の 1602 ページの防火壁の規制からは、
0:07:54	そちらの資料で設置されているのが不明確な示してください。

0:07:58	これについては、検査の確認の方法のところに記載はあるんですが、資料にはちょっと読み取れない記載を御させるのをお願いします。
0:08:08	次閉じ込め関係に移ります。
0:08:12	線路 50 ページの第 1 廃棄物貯蔵と閉じ込めを見ると、閉じ込み機能を担保する設計と審査堤防の段差向上による出席を
0:08:23	1289 やちよつとダブリ知見 21 に示しておりますが、当該図において、建物の断層構造による堰で囲まれた駅駄目の範囲が不明確な話ですし、ください。
0:08:37	これですが図中に管理誤報がなくて不明確なんだと、そっちの内規並みの範囲を示す記載は、これを踏みなんで。
0:08:46	これも適宜訂正をお願いします。
0:08:51	続きまして 1281 ページのずっとタオル知見の 21 で、これは液駄目⑤という記載はあるんですが、
0:08:59	これは第 2 加工と抜き波が 12 番を振っているんで、イナート見られますが、その番号の出来高がどうのこうのものなのか、番号判別できる記載は本文のどこにあるのかお伺いします。
0:09:14	次、1060 ページの廃棄物貯蔵棟の使用状況では機器駄目確か記載がありませんわ仕様表と図だけでは来駄目ごとの繋がりがわからないので、費用表と図の紐づけが明確に説明してください。
0:09:31	続きまして搬送設備について、
0:09:34	2592 ページの適合性の説明の評定において、
0:09:40	1591 ページを搬送する。
0:09:43	保管容器等の説明があるところ。
0:09:46	その要求はどの施設で使用場所が不明確です。
0:09:50	また、図には、それぞれハウスコムのみ記載しておりますが、これだけ記載しても何に照らして妥当なのか起こりません搬送能力を搬送する保管容器の重量の関係を明確にしていく。
0:10:03	ウツミをしてください。
0:10:06	議第 20 条の遮へいについてです。
0:10:09	線路 55 ページの第 1 廃棄物処理棟の仕様表で、
0:10:14	ええ、遮へいの適用性として年間 1 ミリシーベルトで十分に低減できると承認が代金やその実効線量値の評価を必ずしようと言われて説明してください。
0:10:26	具体的に言うと、
0:10:29	23206 ページの添付 11-3、2643 ページの要請列目にある周辺監視区域
0:10:38	評価における線量、
0:10:40	そして資料がありますんでそのあたりの説明を使用表に記載してください。

0:10:50	次は、最後になります適合性の説明しか 2644 ページなんですけど、貫通をバーッと放射線障害を防止するための措置は、
0:11:02	いうマニュアルに根拠として、
0:11:04	は線量は誘因差 5 波ないためですしておりますが、具体的な評価値を説明してください。それによって学んの基準値が 1 本評価書でいいじゃないと定量的戸建お願いします。
0:11:19	以上の増員については後日、
0:11:23	正面のほうで回答してください。
0:11:26	以上です。
0:11:30	原子炉こういうフジワラでございます。1 点だけなんですけど私のほうから 1 点だけなんですけど冒頭のですね
0:11:40	ご確認事項として後半申請の経営と保安規定に定めるという約束事のことですね、これにつきましてはですねそもそも申請範囲を示すということですね。
0:11:57	別紙のほうに書いておまして、申請書の 37 ページですね、そちらに中段よりちょっと下ぐらいですね、表の上になりますけどそちらにですね、記載といたしましては東京でのときと同じような記載になっておりますが、一応
0:12:17	記載させていただいております。私は以上ですけど。
0:12:22	ちょっとお待ちください。
0:12:26	他も特にございませんので今ご指摘ほかにいただいたものにつきましてはですね、回答紙面の回答、そして必要に応じて保安規定の、すみません、補正申請のほうで見直したいと思っております。
0:12:41	以上です。
0:12:51	はい。
0:12:53	原子力規制庁の永井です。今の確認でちょっと念のための確認なんですけど、
0:13:00	保安規定に定める。
0:13:05	御党本部にある方から規定には当然、いろいろ設備の維持管理もあれば、内こと事前確認ですけど、要は申請書にあるって回答をいただいたということがいい。
0:13:22	保安規定には定めるわけですね。
0:13:25	ISCN工業フジワラでございます。
0:13:30	そうですね申請書の本文といいますかこの申請書の別紙ですねあとの冒頭の
0:13:38	37 ページで、
0:13:42	はい。

0:13:43	はい、ということですはい今はいわゆる許可はそうである保安規定に定めるソフト対応と設工認のハード対応と両方書いてあるんで、それぞれ反映すべき箇所。
0:13:59	反映していただければと思いますけれども、許可の段階から、
0:14:06	もあるんですけど、その名称であるとか、実際に皆さんが
0:14:15	設置している名称と許可が
0:14:19	なんてすか読みかえっていうか、しっかりしてるので間違いないように、
0:14:24	もうちょっと対象なりってわかるようにしていただければと思います。それが間違っていないかっていうの確認も皆さん自身で
0:14:35	それにしてください。
0:14:37	私から委員長。
0:14:47	よろしいですか。
0:14:51	原子燃料工業でございます。少々お待ちいただけますでしょうか。
0:15:23	すいません。減資のこういうフジワラです。
0:15:27	その前の生徒冒頭の頭のほうにですねご確認がありましたなり先発電機、ポンプ等の件ですね。はい。説明させていただきます。お願いします。
0:15:47	まずですね、
0:15:51	エキスパンションジョイントということでございますが、これにつきましてはですねもとも現状も、2 類の部分と 3 類の部分みAの間にですねあったわけでございますが、今回
0:16:06	耐震のですね 2 類の割り増し係数が上がったためですね、その分を考慮してですね
0:16:16	その部分のなんですが、
0:16:20	少し普通広くしてですね、エキスパンションジョイントの部分を広くして改造することでございます。
0:16:28	ちょっと申し遅れましたけどこの設備自体の建物自体はですね、1983 年に新設したものでございます。あともう一つの御質問いただきましてちょっと違う地下の針の件ですけど、本日ちょっと担当のものですね、ちょっと休んでおりました、
0:16:47	後日紙面のほうで回答させていただきたいと思います。とりあえず答えられる範囲だけでございますが、以上でございますが、原子力規制庁長い列も詳細回答していただければいいんですけど、今日今言った 1987 年に建設して、そのときにどうい
0:17:07	許可なり設置工認を受けた場っていうのはどっかに記載があるんですか。

0:17:17	すいません、それはあれですか今おっしゃられた原資の工業フジワラでございますけど、許可の中で2類と3類の建物がくっついてるとい部分についてでございますか。いや、そんな前ではなくて、前部
0:17:35	既設のもので既認可の業態がどんな状態だったかって今説明いただいたような内容は、申請書の中にどっか記載があるんですか、この設工認ですか、設工認限り資料公表資料です。
0:17:52	設備ない。
0:17:54	ちょっとその部分についてはですね現状の設工認ではですね、記載が不十分なところがございますので、改めてもういたしたいと思います。はい、原子力規制庁の永井です。ですからこれはこの建物だけじゃないと思うんですけど。
0:18:11	要するに今までに割増係数が上がったりして新規制基準対応しなきゃいけないんですけどもともともという状態だったのかっていうのがあるんでね、かかわらという改造するのかっていうのにも繋がってくるので。どこにどういう情報書けばいいかっていうのは、
0:18:29	ちょっと考えていただければいいんですけど、ですから、こうやった人もしないとやっぱわかんないような状況になっているのであればそこはですね、まずは面談で回答していただければいいけど、その上で補正の段階ですね。
0:18:46	記載すべき情報として最低限として既認可の状況と、
0:18:53	それを今回どうするんだって、まずその1個1個のをですね、エキスパンションジョイントの改造とかっていう以前に建物全体としてどういう状況になっていて、これをこういうふうにするんだってというのが説明していただく説明というか、
0:19:09	申請書に記載していただきたいと思いますので、その際に、許可のほうでもすでにそういうことを記載しているのであれば、基本的にはほぼそれと基本的にあったかと同じでないといけないので、その部分を引用するような形で結構ですし、
0:19:27	あまり詳細には協会のほうに書いてないんであれば設計の段階になったときに、
0:19:33	具体的にですね、既認可がどういう状態でこれを考慮したっていうのは、まずは全体を示した上で個別にそのために、エキスパンションジョイントはこうする、何か建物はこう補強するとか、
0:19:51	いろんなことをするんでしょうけど、そういうその段階を追ってですね。
0:19:57	わかるような説明に
0:20:01	わかるようなことがわかりやすいですね。
0:20:05	説明全体の説明の仕方はしていただきたい。
0:20:11	お願いします。次回書面で回答する際には、そういう回答も含めて記載するようにしてください。

0:20:21	緒元しろ工業フジワラです。承知いたしました。
0:20:26	原子力規制庁ナガイです。
0:20:29	それではですね、1点ずつ、個別の事実確認という意味では以上になるんですけれども、本日6月3日17日、それから今日の面談で、
0:20:46	いくつか実家確認をしてですね、すでに第2加工たごめんなさい、第1回補正、第5次申請の補正の申請をさらにこういうふうに
0:21:01	変えなきゃいけないという考え方を回答していただいている部分もありますけれども、
0:21:09	具体的にですね、項目、今後の第
0:21:14	2回補正に向けて、今後のこれまでの面談を踏まえて、皆さんが本当に理解していただいているんだろうかということこれからちょっと確認をさせていただきたいと思います。
0:21:30	確認したE-1例として、本日の面談資料ですね。
0:21:40	イトウ
0:21:44	三つ。
0:21:47	それから、
0:21:51	21-1。
0:21:54	お尋ねでこれがその補足資料のですね、0603の19。
0:22:02	というのがこの本資料の後ろから。
0:22:06	そうですね、5ページ名ぐらいにあるんですけれども、
0:22:11	これ
0:22:13	10、
0:22:14	ずっとハッピーなページで言うと、このさ30ページ通し番号がちょっとついてないんだろうけど、その図のページが30ページでずっとP2P節の13-1-1から両括弧1、
0:22:31	連続焼結炉ナンバー2-1、耐安全系ガス配管ポンプ機器構成図というのがありますので、中のですね、いくつか窒素ガスであるとかアンモニア分解プロパンガスと色々な系統があるんですけど。
0:22:49	一つの例としてプロパンガスの系統について、皆さんがこういう計装申請するときどういうふうに考えて、
0:22:59	申請しているか。
0:23:02	いうことを確認させていただきたいと思います。確認の観点を先にお伝えすると、本日の面談の細胞等ですね、全般として系統の

0:23:17	なんですか主要構造図インターロック図にはこういう情報を記載しているか確認してください。県東部にはこういうことが書かれているか確認してくださいってお伝えしてますけれども、これその具体例として、
0:23:32	この議の中のプロパーの七つの系統についてですね。
0:23:40	具体的な安全機能を有する施設としては、
0:23:45	もう
0:23:47	8041の研究設備の緊急遮断弁プロパンガスっていうのはありますけれども、これを申請しようとするときに、
0:24:00	どこにどういう情報書いているのかっていうのを説明していただきたいと思いますので、そのままその前についていうか、その前段としてですね。
0:24:10	まず、こういう図面をつくるときに、皆さんは使用評価ですね。
0:24:15	あるんですけども、使用第2連続焼結炉の主要氷河し、第1回補正申請の145ページからありますけれども、
0:24:29	こういう申請するときに、公園、この図面っていうのはまず、
0:24:35	どう、どうという位置付けでいいですかね。本文からどういうふうなことをここで、
0:24:43	書きたいかと考えて位置付けて、
0:24:49	いるかっていうのを具体的に説明していただけますでしょうか。
0:24:55	というのは、関連としては、位置構造強度機能性能っていうキーワードもあると思いますけど。
0:25:05	プロパンガスのラインだけで結構ですけど。
0:25:17	いや、これは設計に
0:25:20	責任を持つ部門っていうか先日設計担当している部分の方ばまずこういう図面をつくっていくんじゃないかと思うんですけど、まずは作る部門が、
0:25:32	何を書かなきゃいけないのかっていうことを理解しているのかっていうことを確認したいっていうことです。そしてその責任者はちゃんとそういうのが情報が記載されているのかっていうこと。
0:25:46	そして最初最終的に取りまとめるところがちゃんとチェックをしているかっていうことのなんですけどもまずは作る場側がどういうふうにとられているかっていうのは、
0:26:00	確認したいということなんですけど、ちょっと説明していただけますでしょうか。信用表から展開していただいて結構です。
0:26:09	どうぞ。
0:26:11	原子燃料工業カミムラでございます。今、一つお題として上がりましてプロパンガス系統ともに緊急遮断弁を絡めた系統ということで、御説明させていただきます

	ます。今回プロパンガスの系統でございますけれども、連続焼結炉ナンバー2-1の仕様表ですねちょっとこちらの
0:26:32	今回のコメントし回答資料ではなくてちょっと何ですかね設工認の申請書のほうも使いながら、簡単に御説明させていただきます。使用表のほうですねページでいきますと145ページになりますけれども、こちら
0:26:48	プロパンガスのガスの配管、まず配管でございますけれども、こちらにつきましては、可燃性ガス配管A2064-8というの設備管理番号として、整理しておりますこれが連続焼結炉ナンバー2-12064番ですね。
0:27:06	こちらの構成機器の一つとして上がっています。
0:27:10	これがまず一つですね後プロパンガス、今回インタロックとついてますので、同じちょっと先に御説明差し上げますと緊急設備ということで8041番、緊急遮断弁というものがプロパンガス用の緊急遮断弁として構成機器として上がっております。
0:27:30	こちら8000番の番号ついておりますけれども、こちらは基本的にはその他の加工施設ということで事業許可のほうでもですねその他加工施設の方に分類されていますけれども、今回機器自体がですね、連続焼結炉でプロパンガスを使っている緊急遮断弁このみになります。
0:27:50	で、直接的に紐づけて構成機器として挙げております。
0:27:57	そういった中でまずプロパンガスまあちょっと上から順に御説明していきますとまず1構造というところでございますけれども、今回ガス管の系統でございますので、まず最初にどういった
0:28:13	勘としてのカン口になっているかというところで系統図というものがあります。そういった中で、先ほど
0:28:24	ナガイ様のほうから一つ画質のお示しいただきました。補足資料ですね0603の19というところ。
0:28:35	エイズのハー2p節の13-1-1(1)と、こちらのもともと補正申請書にも同じ
0:28:42	図番れ示してございましたけれども、ちょっと見にくいという御指摘を踏まえて今回のコメント回答の中で
0:28:50	資料としては見直していると。こちらプロパンガス以外の可燃性ガス配管、あと窒素ガス配管ですね、配管系の機器構成図ということでこの中で流す配管がプロパンガスでいきますと、外のプロパーの方の供給元から
0:29:10	家だけでいきますと左側から入っていきますけれども、そ緊急遮断弁がありましてここから設工認対象設備ということで書かせていただいておりますんで緊急遮断弁に064のすいません8041ですね、弁閉A系とB系統、こちらは二重化するという

0:29:30	あと二つ記載してございますけれども、こちらから入っていて、行い、第2加工棟の屋内に入っていまして、各こちらの場合ですと直接的には失火検知機構から
0:29:46	Facebookすみません空気混入防止機構ですね、はい機構或いはフレームカーテン壘の出入口側の扉についてはまずフレームカーテンこれオノパイロットバーナーとして感が供給されていますよというようなことが書かれております。
0:30:03	で、こちらの緊急遮断弁、まあに関しましては、一番下の8041で構成されているところで員数等が書かれているというような格好でございます。
0:30:17	ちょっといろいろ緊急遮断弁もいろんなものから作動しますので、今回ちょっと
0:30:24	プロパンガスですので失火検知器をメインに御説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、出荷検知機構の記載に関しましては、
0:30:37	はい。
0:30:39	まず、11条ですね。
0:30:46	使用表のほうで行けますと、定時の151ページのところに11条の7項というところで、確か7以降は三つや要求事項がありましてそのうちの一つですね。
0:31:01	失火検知というところにつけております。こちらですね失火検知機構、Aの中で設備の構成機器として先ほどの緊急遮断弁のプロパンガスが入っているというような格好になっています。
0:31:17	こちらののどどん飛んでいくんですけども都市化検知機構で失火検知器が4ヶ所、あと、緊急遮断弁が1ヶ所とちょっと下の方に別途書いてございますけれども、2系統設置ということで、緊急遮断弁につきましては1ヶ所、
0:31:33	キッカケにつきまして2台設置するということを書いております。
0:31:38	こちらのほうを全体的な
0:31:47	配置として書かれているのが先ほどの系統図のような書き方で、あともう1個ですねこのインターロックとしての配置図というところでございますけれども、こちらに関しましては、
0:32:15	はい。
0:32:16	失礼しました同じウエートコメント回答資料のほうですねちょっと別のコメント回答でちょっと絵を直しているものになりますけれども、25ページのほうに失火検知機構の機器配置図というところを書かせていただいております。
0:32:35	はい。
0:32:36	で、こちらのほうですねパイロットバーナー失火検知器、プロパン緊急遮断弁、来それぞれの位置を示した図でございます、今の申請書のほうではですね、安全系のこういった機器の配置をまとめて一つの

0:32:53	図に書かせていただきましたけれども、ちょっとこちら側のコメントのほうで御指摘でいろいろ混在しているというところもあって、どれがどの設備に属しているというのがわかりにくいというところを考えたので、今回ですね、各
0:33:09	安全機能ごとにですね、各機器の配置というのを書き分けて記載を考えていると、こちら今度の補正のほうで形でいただこうと思っているような図になっています。こういった中で、せつかく検知器の場所ですとか、
0:33:27	あと制御盤の位置ですとか、あと緊急遮断弁の位置ですとか、こういったところが安全系としての配置としては書かれているということで先ほどのプロパン、一番最初の御説明下のやつはあくまで可燃性ガスの管路として書かせていただいと。
0:33:45	そういったところでちょっとインターロックでの観点の配置、或いは当医院のインターロック。
0:33:52	区としての配置、あとガス管としての配置、それぞれこういった図の書き分けをさせていただいてると。
0:33:58	あと最終的にですねインターロックとしては信号の系統がございまして、こちらについても、別途申請書のほうには書かせていただいています。こちらがですね申請書でいきますと、
0:34:15	391 ページ。
0:34:19	失礼しました。300。
0:34:22	92 ページですね、失礼いたしました。で、すいません、こちらですねちょっと今の現状の申請書の中ではですねちょっと書きづらくなっていて、わかりづらくなっているんですけども、今現状の申請書の記載ぶりAですと、
0:34:40	どちらかという今、緊急遮断弁が作動する側としていて、上流側にいろんな機構が働いて緊急遮断弁を閉めに行くと、どちらかという作動ターンの方をメインに書かせていただいと。
0:34:57	かっこうになっていてですね、今のタイトルがちょっとまた可燃性ガス緊急遮断というところでわかりにくいんですけども、その中の一つとして、
0:35:12	あれが違いと。
0:35:14	そんでございます。
0:35:17	失礼しました、ちょっとページを間違えました。失礼いたしました。
0:35:22	394 ページと 395 ページですね大変失礼しました。
0:35:28	こちらが可燃性ガス緊急遮断の中で主に失火検知とかですね感震計から来るもの、あと可燃性ガス漏えい検知器のプロパーAに関するものになってます。
0:35:40	左側からいきますと地震で感知するものをしっかり検知で感知するものは可燃性ガス漏えい検知器で検知するもの、或いは緊急停止ボタンをされて作動す

	るものとちょっとこの辺はですね、今回先ほどの機器構成図のほうでも、わかりにくかったというコメントも踏まえてですね今度の補正申請の
0:36:00	でですね、こちらの進行図のほうもですね各機能ごとに書き分けをと今考えてございます。
0:36:09	こういったところで切り取っていきますと失火検知機構失火検知器のAから緊急遮断弁、A-Aプロパンガスの進行図でこの間にアナログ信号線を使うとですとか、制御盤をどこに設けるですとか、こういったものを情報として入れさせていただいております、
0:36:29	これが2系統ございまして394ページの395ページで、A系とB系統という形でしか検知器の日
0:36:39	あと緊急遮断弁のの繋がりでしか検知ビルと緊急遮断弁、bの繋がり、こういったところで信号系統つというところ書いてますインターロックとしては先ほどの設備の配置図と、この信号系統図のほうで御説明できるかなと思っています。
0:36:58	あとですね、失火検知機構に関しましては、具体的な県チタンとしましての構造が必要だというこれも前回前々回のコメントで御指摘いただきまして、
0:37:15	記載図面のほうを追加する予定です。こちらの方がですね、コメント回答資料のほうのこれもちょっと補足資料と附属資料0603の11番、18ページになりますけれども、
0:37:34	連続焼結炉のしっかり検知機構がついてるパイロットバーナー付近のところですね、こちらのところに失火検知器等の据付けの向上等を記載させていただいております。
0:37:46	18ページのほうがええと排気塔側でございまして次の19ページのほうにはどの出入口に設けてますFへ向かって構成してます。部分に関してのパイロットバーナーとか或いはしか検知機構でプロパンガスの導入、こういったところの構造が書いてあると。
0:38:06	ということでございます。ここの中でですね。据付ボルト等の固定の条件等を記載しておりまして、この中でも耐震等での要求されています。固定方法の資料もこういったところの位置構造強度というものを記載させていただいていると。
0:38:22	健康とですね、ちょっとすみません、説明がちょっとザツとなってしまって恐縮でしたがスペース書かないといけない機能性のところに関しましては先ほどちょっとご説明差し上げました信号系統図のところ、昨日規制のつというところが、信号系統として書かれています。
0:38:39	こういったところの機能としましては使用表のほうには文書として書かせていただいております、それを実際に検査する信号線と信号系統図として先ほどの系統図のほうに落とし込んでいるというようなつくりになってございます。

0:38:54	すみません、ちょっと
0:38:56	バタバタと御説明さしあげたものでちょっとまとまりのない御説明だったかもし れませんが、不明な点がちょっとご質問いただければと思います以上で す。
0:39:06	原子力規制庁並びに全体よくポイントは外された御説明だったかと思いま すが、幾つかも不明な点があるので、ちょっと確認したいと思います。まずです ね。
0:39:23	それから、まずこの差と補足資料 0603 の 19-30 ページの
0:39:34	その機器系統に戻っていただいて、
0:39:39	これ例がですね、まずプロパンがガスが入って、
0:39:49	建家の外から入ってきて屋内の
0:39:53	フレームカーテンなるとか、どこに原因箇所
0:39:59	燃えているところがありますけれども、
0:40:03	で、要はここでつけしっかり検知する対象になるもので、
0:40:09	で、そこがですね。
0:40:11	ちょっとプロパンガスの系統から追っかけていくと。
0:40:16	これ左側から入ってきてアスタリスクがあって補選は工認対象外っていうこと で書いてありますので、そこの遮断弁の制定から上上流側というかね。
0:40:33	があってそれを含めて、そこから屋内側は、
0:40:38	配管系統もまぜに対象という理解。
0:40:42	でよろしいですか。
0:40:45	現在カミムラでございます。ご理解の通りでよろしいです基本的には今回緊急 遮断弁へ可燃性ガス配管一類の耐震勇氣を持っていますので、建物を側として ですね、
0:40:59	きちんと性能が保てるようになっていうところで緊急遮断弁設備から緊急遮断面 のところまでは確実に耐震として機能を担保しないといけないという考えて緊 急遮断面から設備までの下流側と言ったらあれですけども、そういったとこ ろの部分に関しても設工認対象と
0:41:17	させていただきます。緊急遮断面から上流側のプロパンガスの基地のほ うから持ってくる配管につきましては屋外の一般的な配管ということで設工認 対象外として整理させていただきます。原子力規制庁ナガイです。
0:41:33	で、ここの系統で緊急遮断弁ABが直列で人要素の系統は一つしかなくて、直 でつうセンター2台、
0:41:47	設置してあるというのは、まだちょっとどっかの説明の方の二重化しているって いう

0:41:55	ことの理解でよろしいですか。
0:41:59	原燃工カミムラでございます。ガスの配管の供給としては、直列で弁が繋がっているという系統になってますけれども、実際にこの緊急遮断弁エネット実験値機構ですね、ここをつないでる進行性のところが、二重化されているというようなイメージでございます。
0:42:18	原子力規制庁ナガイあまり今の点もちょっとまた後程確認なんですけど、施策とか、
0:42:26	進行線が二重化されているということは、例えば、これどっかで動くかな。
0:42:33	今ですね、今度この関数を
0:42:37	ちょっと後程確認しますけど、バツが連続焼結炉のところでは4ヶ所燃えているんですが、ここがやはり内部からガスが出てくるということですかね、ITのところでもやって燃焼している。
0:42:55	ですが、そのときに、信号線とおっしゃられたけど、
0:43:01	うまくその検知器がさっき説明の中で、まずここで引火ちゃんだけ検知器がついているのは何ヶ所ですか。
0:43:13	検知器計画A4ヶ所設置すると、それは廃棄等に箇所、フリピート分とはい秘匿の2ヶ所だと焼結炉の出入口2ヶ所で4ヶ所でございますけれども、失火検知機構そのものにつきましては各1ヶ所ずつ2n蓋機ついてございます。
0:43:32	そこからもあり信号として別々の系統でそれぞれ来緊急遮断弁、A系とB系というところを閉めに行くような格好ですのでこちら説明につきましては、申請書のですねちょっとこちら添付説明書類のほうの御説明になりますけれども、
0:43:51	2615 ページのところ、
0:43:56	もうちょっと図としては、二重化されているような信号線が二重化されているような絵として、説明を記載させていただいておりますこちらのほうを御参考になっていただければと思います。
0:44:10	本当に 65 ページ。
0:44:14	今、すみません、2、2600。
0:44:18	51 ページ 15 ページになります。全部やっば
0:44:26	はい。
0:44:32	ちょっと、
0:44:35	えっとですね、規制庁ナガイですけれども、
0:44:42	まずね。
0:44:43	認可を受ける。
0:44:45	用とするものは説明書じゃなくて、

0:44:50	申請図面の中に書いてくださいってことです。もちろん送信 5000 ですから、インターロックブーツという形になる場合もあればどんだん形になるかわかんないんですけど。
0:45:03	まず、検出タンから作動短までを書くということで、それで、図の中で 10 万この際面談資料に戻るんですけど、18 ページの
0:45:15	ところにパイロット等バーナーの絵があって、φ飛行これ二つあってそれぞれ二つの 2ヶ所会議が
0:45:28	あってですね、これは、
0:45:32	ファンヒーター特例ヒート群のそれぞれっていうのがわかってそれぞれに、まず、
0:45:38	二つの検知器があって 1ヶ所は既設で一波検知健康それぞれ既設 1 個追加して二重化するっていう状況は、まずはわかりますんで。
0:45:53	わかった上で、もう一つの次のページ、19 ページの図面と、
0:45:58	もう
0:46:01	ここは拡大図があるんですけど。
0:46:06	ここは何かっていうと、2 款
0:46:09	2ヶ所ある疑問一方の拡大でなくてこれは、
0:46:14	2ヶ所こういう形の構造があるっていうことなんですか。
0:46:21	結構カミムラでございます。こちらの検知器につきましては、稜に幹夫ですね、同じ軸で 1ヶ所でとめているというような構造になっております。この 2 年でくつついているようなイメージですね、やっぱりそういうこともあるんですけども、
0:46:38	そうであって、燃焼してるのは 4ヶ所あって、
0:46:44	いずれもカーテンといいますかね入口と出口にそれぞれついているということですか。
0:46:50	失礼しました。原燃工カミムラです。出口入口こちらは両方ついているということになりますんで、ずっと上のほうに書かせていただいておりますけれどもチャンバ出口は左右反対構造だということを書かせていただいているところですね。ですから、これは両方申請それぞれ医師、
0:47:09	意識によって認識あるっていうことで、そうすると検知器の数が全部で 8 個になるっていうことで 4ヶ所でそれぞれ 2ヶ所で突き破って時点でそれが、
0:47:25	ちょっと最初に見ても基本は、
0:47:28	30 ページの補足資料のほうの今回のメンバーの 3 ページ、ほとんどないところとよつと限定の失っちゃうので、
0:47:36	それがですね、まず、

0:47:40	どこのフレーム。
0:47:44	研究しようとしてるのかっていうのは全部おんなじ番号で、
0:47:48	前欄の識別もなく、検知器もなんかたくさんあるんですねまず。
0:47:56	そう。まずそこがわかんないですよということで、
0:48:01	検知器もで季節と自然とそれぞれいっぱいあると思うんですが、まずそれはそれで番号ですね。
0:48:11	まずわかるようにしないとその次に信号線とおっしゃられたけどインターロック部のほうで見ていたときに、
0:48:19	今度インターロックどう見たときにですね、行動
0:48:22	検出タンはそのこのフレームの出荷研究であってはどうぞさんは先ほどのこの左始まる要員のPTT遮断弁だということですね。
0:48:35	そのサーバーがインターロックの
0:48:39	申請書のほうでしたかね、2000 円。
0:48:43	ごめんなさい。
0:48:45	900394 ページのこのインターロックを増見たときに、
0:48:56	QL394 が、
0:49:01	どことそれから 395 ページにもあるんですけど。
0:49:06	検知器が少なくとも全部で 8 個あるんですね、8 個あってここで言う検知器へ検知器Bっていう。
0:49:15	グルーピング運営してあるんですけど。
0:49:18	まず、これらをどこの信号をどういうふうにとってるかってのはどっかに記載してあるんですか。
0:49:32	原子燃料工業でございます。少々お待ちいただけますでしょうか原燃工カミムラでございます。この辺にしましてはナガイ様の御指摘の通りですねちょっと各貸し失礼しましたちょっとマイクが調理場です。各検知器のですね各信号がどのように繋がっているかっていうのがちょっとわかりにくい構造になっています。
0:49:52	で、こちらですね先般、前回の面談時に熱電対のコメントがあったと思いますけれども、熱電対何でしたっけ、幾つか御間ある中で、これがどういうふうに繋がっているのかというような御趣旨のコメントがございまして、
0:50:12	これについては同じようにちょっとわかりにくいかなと言うふうに考えておりました、この今、先ほど 25 ページですかね、のほうに機器配置図ということで書かせていただきましたけれども、
0:50:28	こちらの方もですねもうちょっとブラッシュアップしてですね 1 個 1 個の検知器、今回、今こちらが今現状 4 ヶ所でしかまだ記載がございませんけれども、

	こちらから8ヶ所わかるような格好で整理していかないといけないかなというところで補正申請のほうでは準備をしているところでした。
0:50:50	原子力規制庁の名前ずつだまあそれはそうそういうことで認識されているということですので次に、このもう一度申請者の394と395に戻るんですけど。
0:51:07	その8基の検知器がどういうふうにもその回路の中に組み込むかによって、動き方が違うと思うんですけど最終的に作動たんの緊急遮断弁で2機2台便秘面が
0:51:23	直列で繋がっているんですけど、その
0:51:27	どういうふうな考え方で、もしかしたら添付の説明書に書いてあるのかもしれないけれども、どういう考え方でどういうふうにも多重性を
0:51:40	確保しているんでしょうか。
0:51:54	指定調査、
0:51:56	原燃工カミムラでございます。今の御指摘の件は、各失火検知機構の例えば系統に繋がっている。緊急遮断弁A系統に繋がっている。
0:52:10	ですからしっかり検知機構の排気塔の部分とパイロットバーナーの部分、この44機が一連であると思うんですけどもそれがどれが消えても、緊急遮断弁AO閉めに行くとのが一つでもう一つは緊急遮断弁Bに繋がっているしか検知4ヶ所の部分ですね。
0:52:30	これが別系統でどれただ失火すれば、緊急遮断弁Bを閉めに行くとかそういった感じの二重化という形になっております。
0:52:41	ちょっとお答えになってましたでしょうか。原子力規制庁ナガイ2007年のときに、
0:52:46	検知器がまず今のそれぞれA2ヶ所に全部で8基あるんですけど、しかも規制すると。
0:52:55	新設が検知器あるんだけど、温度差動たんの便利弁っていうのは、これも、
0:53:03	一つは、既設で一つは、水切断ですか。
0:53:07	生層のどれか動いたらって言うんですけど、どういうふうにも、このロジックですが、この回路を構成しようとしているんですか。
0:53:19	原燃工カミムラでございます。まず一つ目のまず緊急遮断弁の方ですけどもこれはどちらも新設になっておりますので、最終的にはですね失火検知機構、どれから信号ですね制御盤で受けるんですけども、その制御盤のところAO赤色としてへ繋がっていて、
0:53:37	いずれかの失火検知が4ヶ所ある歯科の検知器がいずれかを失火を検知した場合に、判定で緊急遮断弁を閉めるような当社に持っていくというような格好になっています。

0:53:52	原子力規制庁ナガイます。ですからそのいずれかっていうのは検知器にも幾つかはあるので、
0:54:02	例えば、お止めに行く検知器ならA-1A-2 円の再編の 4 というのがそれぞれの場所にあって、
0:54:10	人命を止めに行く検知器が既設なのかもしれないけど、B-1B-2b-3D-4 とかっていう識別はしなくてもわかるんですか。
0:54:29	原燃工カミムラでございます。今ちょうど説明先ほどのコメント回答の中でお部分まで含めてですね、修正をかけようとしていたところではございます。今ちょっと現状わかりにくいというのはご指摘の通りになっています。一つはですね今現状信号線もですね先ほどの 394395 の、まず、
0:54:49	見ていただくと、それぞれ緊急停止ボタンですとか失火検知管神経がこういったものがおわかりで繋がっているというところはわかるんですけども、しっかり検知器への中での小穴部分がちょっと見えていないというところもありますので、この辺も含めての修正を考えているというところでございます。
0:55:06	はい、原子力規制庁ナガイその点を御理解いただければ、何か最初のコメントでも言ってるんだけど、検出タブ空作動短まで
0:55:18	すべてがどこに検出タンがついていて、最終的に作動タワー緊急遮断面が 2 台あるんだけど、どこが掲出したらどこが動くのかというのは、その信号線がこのインターロックずに、
0:55:35	わかるように書いてくださいって言ったのが今日の最初のコメントの一般論としてお伝えした中身です。それは失火検知にだけじゃなくて全部です。それと、気になったのは 394 ページの説明の中で、
0:55:52	何かこれを機能ごとに
0:55:54	分け分けたほうがわかりやすいとおっしゃられたんだけど、そうすると、このお若い分けでもいいんだけど、階層をきちんと書いてくださいということで、これは検出タンから作動短までの全体の図が書いてあってお若いのがやっぱりA系B系、
0:56:14	これは求められる安全機能かどうかちょっと許可を見ていただきたいんですけど、二重化すると二重化して独立させて、2 系統設けるというのであれば、どういうふうにこれがも、
0:56:29	設けられているかっていう説明のときに、
0:56:33	バラバラにしてしまうと、要は、
0:56:38	検出担当の作動たまでの全体の回路が見えなくなるので、皆さんのところの図面見積もって感じるんですけど。
0:56:47	この図はこの図でわかるんですが、そうすると失火検知の中にさらに
0:56:56	開会だとかよ、4 基あって、しかも、

0:57:00	これは場所ごとに4期、4基あるので多分その回路つつあることなんですけど パート六つとかそういうのはなくてどれか一つが、
0:57:13	信号が出れば、しっかりすれば、もうどんな全部が結局最後は弁を閉めに行く と、その1ヶ所のフレームは同時に二つ検知すれば、BDDBAも閉まるしどっち か固執しても、どっちかは、
0:57:28	縛って確実にプロパンガスを停止できるってということだと思いますけど、そうい う
0:57:36	状況がわかるようにしていな。改良インタロック図にさせていただくと、そうい う設計思想であるならば、そういう設計思想であるという説明が何ページだっ た2000円。
0:57:53	何ページかのその添付の説明書の中で、
0:57:57	説明があれば添付の説明書のほうは、あくまでも説明なので、その概念図 で構わないと思うんですけども、認可を受けようとする本文記載の位置、構 造強度インターロック図は、
0:58:13	来年を書くんじゃないで、あれ、こういうふう設置するという設計をその通りに 書いてくださいってことですよそれがね、最終的に後段で建設事業者検 査するときにもちゃんとの
0:58:29	検知器が作動時一つ作動したらさ遮断面ってというのは、作動試験で見ていく わけですよ。そういうことがわかる図面でないと、これでは全くわからないで すよってことです。
0:58:46	よろしいですか。
0:58:49	原燃工カミムラでございますご指摘ありがとうございます。もともと生業場をす みません、緊急遮断弁、二つにおいにしていますのは、緊急遮断弁作動単価 掲出たんであれば聞か検知器から制御盤、それから緊急遮断弁まで行きま での経路、これがすべて独立をそれぞれ
0:59:09	しているものですから、それぞれ単独の絵として書かせていただいていた た。ただちょっとこの中のですね394395のインタロック系統図ですとちょっとそ の制御盤の違いがわかりづらいとかですね。というところもございます。25ペ ージの
0:59:27	すいません、コメント回答資料で先ほど準備をさせていただいていた25ペ ージの機器配置図ですね、各安全システムの機器配置図、こういったところのつなぎ からですね、それぞれのインターロック図に関しても、
0:59:42	項の識別できるような形ですねちょっとシリーズでそろえるような形とかです ねそういったところを使ってもう少し並列の考え方でとか、そういったところ が見えやすいような資料のつくりにしていきたいと思っております。以上です。はい。

1:00:00	原子力規制庁の永井です。ちょうど今出たんですけど、今とっていた途中飛ばして、検出タンと作動単だけで確認したんですけど、整備オーバーっていうのも、位置は側溝のメンバー資料の 29 ページの図で、
1:00:18	これ国庫んでいるということなのかもしれませんけれども、やっぱ個々って、
1:00:28	この中の制御盤ABは緊急遮断弁制御盤で 3000 飛んで 8000 飛んで 30 日がんばりだ。
1:00:37	プロパンガスの
1:00:40	制御盤としては何か書いていなくて、何を言いたいかっていうと、
1:00:48	その系インターロック図にもその追わ変える場合って、ここではもう失格かどうかになっていう検知だけなんで多分そのまま通過していくんだろけれども、
1:01:00	インタロック図にも制御盤のこの結果、系統としての制御盤。
1:01:08	出番が違うのであれば、違う盤だし、同じ盤なら同じ盤の中に入っているっていうのは系統図にもわかるようにしてそれがどこに配置されているのかっていうのが、右ページの
1:01:23	主制御盤なりのこの配置の中を
1:01:26	入れていただくと、検出タンそれからまあ制御盤作動たの。
1:01:33	配置まず配置がわかるように資してくださいっていうことです。
1:01:39	今ここでは、この 29 ページを見る限りでは、この
1:01:46	しっかり検知については、何か記載がないので、どっか違うところに、
1:01:51	あるのかないのかよくわからないと思います。そういう懸念コピーカミムラです。すいません、29 ページではなくて 25 ページのほうになります。
1:02:02	わかりました。25 ページが減少傾向にないです。そうすると、追わ街道が入っているのは、失火検知のところからは、区分した信号が別な
1:02:19	場面で
1:02:20	終わって、
1:02:23	さらに、
1:02:26	緊急遮断弁を
1:02:28	飛ばす盤が違うところにあるということですか。別に一つ中入ってなくてもいいのかもしれないけれども、
1:02:36	原燃工カミムラでございます。今原因等々ですねこの機器配置図のほうでは信号線のほうの補正まではちょっと書きかえてしまうとちょっとまたややこしくなるなと思っていてですね、信号線としては今インターロック図のほうで表現させていただこうと思ってたところです。
1:02:51	ただちょっとそのインターロック図と、こちらの機器配置図との関係でこちらに辛抱せいもちょっと書くのかとかないのかっていうところがちょっとわかりやす

	さ等も含めてちょっと検討したいと思いますけども、今のナガイ様の御指摘だとこちらにも信号線があったほうが、
1:03:09	よりわかりやすいというような御指摘でしょうか。
1:03:12	原子力規制庁の永井です。こちらでもそういうのは、機器の配置図には、飯田ないっていか要らないという判断は妥当だとは思いますが、インターロックの中に、
1:03:28	どこどここまでが制御盤のどこに入っているかっていうのは、
1:03:34	わかるようにしてくださいということです。
1:03:39	原燃工カミムラでございます。インタロック図のほうのLESね 394 とか 395 のこのイメージの中から、この機器配置図と関係がちゃんと読めるような紐づけができていればわかりやすいとそういった御趣旨で理解してよろしいでしょうか。
1:03:57	皆さんの考え、原子力規制庁ナガイ皆さんの考えでやればいいですけども、私がイメージしてるのはそういうことです。そのときに、
1:04:07	位置関係の照合するためには、当然その盤の。
1:04:12	番号
1:04:14	いいんですか。
1:04:15	営業盤なになにないの何っていうのは、皆さんの中で打ってあるのであれば、
1:04:22	当然そうはいってないわけだし、配置図のほうには、
1:04:27	8③流とか始まる。
1:04:32	もう1ですかね、何か番号書いてあるんで、その範囲がわかるようにということですよ。そういう要請そういう状況で、皆さんがどういうふうに考えて関連づけているかということです。
1:04:48	で、制御盤の中に別に系統図改定以下ということもないし、書かなきゃいけないってということもないんだけど、何度もお伝えしてるんですけど、1とか、構造強度、それから、
1:05:01	もう一つ、機能性のというのがあって、これは何か考え方によって多重性で独立性求めるのであれば当然どこの配置がね、今さっき説明あったけど分かれていますって説明を
1:05:17	当然求められるわけだから、そうそうあったらことここで右側と左側でそれぞれ独立して検知検出は一緒でも検知器がそれぞれ二つあって、次の議題に分けてⅡとって、最後、
1:05:32	疾病まで全部独立した合併の中でやって、
1:05:40	配線して信号線があって、
1:05:43	でやる。

1:05:45	説明をするのであればその様子がわかるように書いてくださいということで、それでそれを別に一つの図面で全部ってということではなくて、こういう系統であるとか、インターロックであるとか機器の配置図
1:06:00	それから先ほど見た件一件疾患ベンチな検知器の構造図
1:06:07	近藤っていうのは二つあって、既設追設ってあるんだけど。
1:06:13	そういう中で全体を場長はさせて、どこにどういう情報核のかっていうことを皆さん自身で整理した上で説明してくださいって言うてるのがもう何度も同じことをお伝えしているのは、
1:06:31	そういうことですから我々の顔色をうかがいながら書くんじゃなくて、皆さん自身でどういうふうに整理するかということ
1:06:41	よく社内で検討していただいて、
1:06:44	その検討した結果としてこうなりましたっていう説明をしてくださいということで、これ一つができなければ、ほかは全部一緒ですから、
1:06:57	なので今回代表例として、説明、今はピント近くと位置構造、それから、1と機能性能といういわゆるインターロックということで、
1:07:13	確認しましたけれども、その中には多重性であるとか独立性であるとか、もしくはもっと言えば信号線になって火災による損傷の防止であるとかいろんな要求事項は、それに絡んでついできます。
1:07:30	そういうのは市求めるまず位置構造がわかったら求められる安全機能が何かっていうことも、
1:07:38	今度は考えていただいて使用表の中に、
1:07:41	こういうテーブルはどう火災から防護するのか、もしくは燃えていいのか。
1:07:48	これは許可でどういう約束をしているのかっていうことを考えてくださいということです。
1:07:54	よろしいですか。
1:07:57	原燃工カミムラでございます。ご指摘ありがとうございます。いろいろ即しているところ我々もなかなか
1:08:05	細かいところまでですねですから、一気通貫といいますか。そろえてちょっと御説明できていないところがありました。今回のちょっと御指摘も踏まえてですね、もうちょっときちんとですね、シヨウ末端こまかいところまで整えた上でちょっと確認して、
1:08:24	申請書を反映させていただきたいと思います。以上です。
1:08:31	ですけども、いいですか。
1:08:39	いや規制庁ナガイです。今て整理してきちんと説明してください。その上で、水平展開の方をしていただくってことで結局ここへ戻って、

1:08:53	引き続き、まだこの絵でこの絵のは、300 補足資料の 0.03 の 11 で、また追加の確認ありますの規制庁のヨシムラですが、ちょっと最初の
1:09:07	補足資料の 0603 の 19 ですね、にちょっと戻ってちょっと込める等、
1:09:14	をちょっと差し上げたいんですけど。
1:09:19	もう今、ナガイの方から説明あったように、基本的には大きく言うと、この配管の系統とですね後深耕線のインターロックの
1:09:30	の流れに二つに分かれると思うんですが、インターロックのほうは今別のほうで、
1:09:35	はまとめてますので、その辺は今までの議論で、
1:09:40	検討していただきたいと思うんですが、今補足資料の 0603 の 19 にある。
1:09:50	この系統図ですねこれ前回に比べるとかなり綺麗に整理はされてるんですが、
1:09:59	まず私が頭痛いのは、この図は何のために作ったのかというのが一つあるわけですねこれ。
1:10:07	これ一連の附帯安全系統の一番最初に出てきてる図面なんですね。
1:10:14	多分これ例を、これが全体網羅されてる配管計装として全体がもう出されてれば、
1:10:22	そのあとにならないかをいろんな図面が
1:10:25	続いているんですが、これ(1)ですから、(2)(3)(2)は、
1:10:31	これもガス配管系統の図面とか、そういった(3)
1:10:37	屋内ですね、それから(4)に行きますと例えば、
1:10:41	(4)法令にちょっと
1:10:43	ちょっと説明しますと 800385 ページ。
1:10:47	のところで、
1:10:51	児童ちという総括の切り換えのポンベかたいからえがありますけど、これが例えばこの図、この図等でですね。
1:11:00	この最初の
1:11:03	今回つけたられる系統図を比較すると。
1:11:09	例えばこれ窒素ガス安全系とポンベ偏りっていうふうに書いてますけど、これ本来阿保で
1:11:16	ポンベからこれ減圧装置を通とうて供給してるんですかねこの辺の系統の流れは、
1:11:25	例えば 385 にあるようなポンベとか減圧装置が当然
1:11:30	30 ページに書かれている系統図に、
1:11:33	入ってこなきゃいけないですね、そこからカバーないと。

1:11:37	こういった像つけたら意味がないですね。
1:11:40	こういったものを見れば、そのあとの図面の
1:11:45	各系統が全部
1:11:49	どこの場所、どんな場所のプラス分なのかということが判別できれば非常に有意義なんですね、ありますのでその辺踏まえて、
1:11:57	これをな、何を示すために書いてあるのか、そのあとの図面の
1:12:03	をチェックするときに、これはこれこれを見ればどの場所かすぐはわかるというような感じでちょっとこれを整理していただきたいなと思います。
1:12:14	それからこの今この図面で見た限りでも当然これ公認節項の申請対象外と対象内の特別をつけるようにしてありますが、例えば守屋分解ガスのところなんかを見ると、
1:12:30	その辺が何か御聞きしてるんじゃないかっていうふうな
1:12:38	緊急遮断弁の上場側は多分審査以外だと思うんですね、その辺が区別が、
1:12:44	ついてないのとそれからいろんな配管で色分けしてますけど受けっていうか例えば二重線とか、
1:12:51	黒線とかしてるバックでこれな、何の意味でこれを受けてのか。
1:12:56	ちょっと善意解釈すればこういうような系統管理番号の系統の区別がわかるようにこれつけたのか、つけてればそういうふうに完全に区別されてれば非常に安いのでいいと思いますが、その辺が何のためにこの線の色分けをしてる
1:13:14	中小企業してるのかちょっとわからないので、そういったものを
1:13:19	要するに、見る側の判別がつくように検討していただきたいと思います。
1:13:26	ちょっと五月雨的に私の感想じましたけど、ちょっとこちらの規模希望というかコメントわかりでしょうか。
1:13:36	原燃工カミムラでございます。ご指摘ありがとうございます。おっしゃった通りですね、ちょっと小さいバス経営に関しては問題課題の方からですね通ってきている部分の機器国政見えにくいところになっています。もともと
1:13:51	系統図の趣旨としましてはやっぱり弁の場所ですとかそういったあと合流の位置ですね、今回ですね窒素ガスアンモニア分解ガス最終的な炉に入っていくときには同じ系統で入っていけるんですけども、途中で緊急系とかに切り替わる。
1:14:09	ところで
1:14:11	同じ感を共有している。そういった中でですね、
1:14:16	この間はどちらの設備のものとして見るのかと一部共用してる部分でございますので、そういったところを識別するためにちょっと色分けといいますか先週もちょっと分けて書かせていただいたというような趣旨です。

1:14:33	例えば趣旨としてはですね全体的なその弁の位置をちゃんと書かないといけないというところで一番最初にご指摘いただいた通り、本来であればボンベ課題Aのところの減圧装置ですね、本来だったらまあボンベからですかね。
1:14:49	Aのところから書かせていただくというような格好になるかと思imasuので、ご指摘いただきました点を踏まえましてもうちょっとこちらの図のほうブラッシュアップしていきたいと思imasu。以上です。
1:15:02	はい、どうぞ。規制庁ハヤカワですけれども、鉄塔インターロック工夫も系統図のところでちょっとコメントがありますので今回失格1基基本的にはE系で4台。
1:15:18	B系で読んだ啓発審議大Bということで計画されてると思imasuですけれども、その中で、既設が4台追加は4台になってるんですけれども、
1:15:34	同意が既設で5例が、
1:15:37	追加なのか。
1:15:39	今の現状だと全然わからないんですけど、水蒸気分を
1:15:45	それをわかるような形で記載するようにしてください。
1:15:51	以上で、
1:15:56	原子燃料工業カミムラがござimasu。コメントありがとうございます。すいません。1度、もう一度確認させていただきたいんですけども、ご指摘の点についてはですね失火検知器この信号図の中での
1:16:12	新設既設の区別っていう御趣旨でしょうか。それとも
1:16:18	先ほどの構造図の中ですすね、設置する部分については、一般の既設新設を書き分けてはいるんですけども、今の御質問の趣旨はインタロック図の中としての季節柄、審査新設の部分での
1:16:34	書き分けという御趣旨でよろしかったでしょうか。藤田ハヤカワ様です。
1:16:41	承知いたしました。ちょっとそちらの方がわかるような格好に記載をの方を検討させていただきます。以上です。
1:16:49	水道ハヤカワですけれども、あと、ここでの感じかということですね、基本的には、バルブを2台定め2台板
1:16:59	検出器を追加している住宅
1:17:03	言う考え方なんですけれども、その二重化の考え方というのは何かまとめられているんですか。
1:17:13	そもそもの二重化の考え方。
1:17:21	猫カミムラでござimasu。ちょっとその辺の考え方についてはですね、いろいろお一方安全系のいろいろなやり方もありますので、そこをちょっとケースバイケ

	一スになってございますけれども、考え方については基本的には添付2の説明書ルール説明の
1:17:41	その中でちょっと表現はさせていただいてるところでございます。ちょっとまだ不足している点はまたあるかもしれませんけれども一応こちらとしてはそちらのほうでの説明で書かせていただけるということでございます。
1:17:57	ちゃえばですね。わかりました。そもそもね単一故障を考えたときに実際どう働けばいいか。
1:18:07	それに伴ってこの%二重管自体の構成として、問題ないということが御説明できないと。
1:18:21	ただ単に多重化しただけだと。
1:18:25	よろしくないと思うんでそこは割と整備していただきたいなと思って。
1:18:32	ハヤカワから以上です。
1:18:35	原燃工カミムラでございます。コメントありがとうございます。ちょっとこちらもその視点でもう一度記載説明の記載をですねもう少しへ見直してですね必要に応じてちょっと県の説明書の部分ですね、補足補正申請のときに記載の充実とさせていただきたいと思います。以上です。
1:18:55	水素処理等で数字落とし込みってん
1:18:58	今日の資料の24日にせえ日時の任期の運びで量8頁19時それぞれに失火堅持機構の前後あって失敗現時期が一応5の二つを
1:19:13	それぞれあると思うんですけども、これ1個が記述以降は追加ですけどそれぞれどっちが悪いどっちかがBっていうそういうことですよ。これって、
1:19:23	原燃工カミムラでございます。ご理解の通りでございますので、これで検出タンはそれぞれの
1:19:30	日のところにA系B系検知器があって、
1:19:35	A系B系の制御棒と警備会社が持つてることどこで受け取ることで理解した要は夫図面で、現状、
1:19:48	辨野EB一區別あるんですけど今滋賀県時期以降にはおられるだところだと日の区別がつかないとよくわからないでも怖いって、
1:19:57	補正の図面のほうは精査してくださいということでございます。
1:20:01	原燃工カミムラでございます。承知いたしました。
1:20:07	原子力規制庁の永井です。まさに今言ったのは検知機8台あるんで、全部A1A2AさんB1Bにhaに採用とか、まずは現地の一つずつ番号振った上でエアロックであるとかハッチまあとか、
1:20:25	そこで、どういうふうな信号の流れになってるのかっていうのが、
1:20:30	わかるようにしてくださいっていう。

1:20:34	はい。
1:20:37	電力カミムラでございます承知いたしました。はい、それではもう一度 30 ページの
1:20:45	補足資料 0603 の 19 円。
1:20:49	もう一度、
1:20:54	確認したいと思います。
1:21:03	規制庁ナガイです。すいません。そもそもになってしまうんですが、
1:21:09	ここでプロパンガスのずーっと乱用しているとフレームカーテンのところにもプロパンガスが供給されてますけれども、この火は消えても、
1:21:22	いいんですか。
1:21:33	原燃工カミムラでございます。この火が消えるとですね緊急遮断弁は閉まる架構になりますので、
1:21:41	はい、基本的にはこのパイロットバーナーのですね種Bを持ちするような形でですね値引きがついていればここで日がちゃんとつくというところでございます。
1:21:57	原子力規制庁ナガイです。いや、だから、
1:22:01	フレームカーテン火が消えると何が起きるかっていうとこっからプロパンガスが
1:22:08	燃えずに出てくるっていう構造のときに、
1:22:14	この
1:22:16	違うか。
1:22:18	この、この日てあれですよ。7 株水槽燃やすために、プロパン圧が
1:22:25	続いているんですけど。
1:22:29	何て言うのかな、このそのフレームカーテンのプロパーのなすそ水素という燃やすというよりはプロパンガスそのものが、
1:22:43	漏えいしていくっていうことはないんですか。
1:22:48	ちょっと構造上で先ほど説明の中で、私はこの原子炉工業フジワラでございます。
1:22:57	このまず設備でですねとろうの入口出口の部分はフレームカーテンでございます。このフレームカーテンっていうのはですね、常時というわけじゃなくてですね、これローンに物が入りするときに、
1:23:15	扉があいたときに、フレームカーテンということになります。その時にですね、確実にですね、フレームカーテン火がつくようにですね、我々パイロットバーナープロパンガスで火を
1:23:30	ねと申していると。

1:23:32	ただコメント幾つかです、もう少し切っちゃ濃度をきちっと書くようにという御指摘をいただいているところですが、ノロないっていうのは大体プレフィートとか、ちょっと低い温度の部分もありますけど、高い部分でございませう。
1:23:50	スパッ水素自体はですね 500 度で事前すると、それから炉内ははるかに高い温度なんですけどこういう事前に期待せずにですね、我々プロパンでA種日をつけてるというところでございます。
1:24:05	廃棄こんところもですね基本的には同じでございます。これがですねプロパンの火が消えるとこの外側にドームの外でですね、
1:24:18	プロパンガスのままガスが部屋に漏れいするので、緊急遮断弁で閉じるという設計になります。当然締めり警報なりとなりますので、すぐに再度日をつけるという作業はあります。
1:24:37	以上です。原子力規制庁ナガイですみたい今ずっと事故シナリオとか想定するのがこの後、一方と思っただけど、まず今御説明の中で水素が炉内で事前するPAR経過時水素が地熱するっていうのは、
1:24:55	酸素があるから燃えるんであって、炉内では燃えないわけでもいつも相当に出入口からどうするかはい機構から、
1:25:06	水素は出てるんじゃないかと思うんですけども、そのときにですか。ドバイで時年するということによろしいんですか。
1:25:15	プロパンガスでフレームカーテンな盤面自分が切れていってるといことによろしいですか。
1:25:26	はいご理解の通りになります。
1:25:29	そうするとちょっとこれに向かったの構造自体がよくわかんないんですけど、要は、水素が普通にフェアと出てきたら自分が
1:25:38	パーナーのようにも下からは下から上にも言ってるようなぜひなってますけど、この炉内から出てくる出口もこういことをここで出てくるんですか。
1:25:51	ちょっとまだちょっと構造的にも、それがどういう安全機能持ってるかっていうのもあるんですけど。
1:25:59	どう、そういうノウハウはまだ構造がどこまで書くかって言うのはあるんですけども、何かそういう
1:26:09	機構があるんであれば、その辺はわかるように支援そんな詳細には必要ないと思っますけど。
1:26:15	添付の説明書で要はね、プロパンガスはもう脳内が 500 度以上になったら 500 ドル以上ジャパないのかな、出てきたときに、事前するだけの温度になったらプロパンガスを止めるっていう

1:26:33	行為をするのであればちょっとそここのところは説明が必要だと思いますし、そのときにどういうふうにプロパン水素というのはプロパンガスの漏えいという観点から見たときに、
1:26:48	どういう保安装置っていうかね、安全機能を持たせているかっていうのを、
1:26:54	ずっとプロパンガスの地帯にこのラインでは追っていただきたいということですのでさっき、そこはよろしいですか。
1:27:08	抵当原燃工フジワラです。ちょっと先ほどのお話だったんですけど一応プロパンのためBはずっと続いている状態になります。それは何かあったときにですね、必ず燃やすためにですね、そういう構造になってます。
1:27:25	原子力規制庁の名前がすみませんフレーム変わってるのは、
1:27:30	と出入口の扉のところのは、
1:27:35	セットでついてるんですか。
1:27:38	そこら辺がよくわからないんですよ。
1:27:42	原燃工カミムラでございます。ちょっと1点補足させていただきます。はい気候のところのパイロットバーナーとあと出入口のフレーム仮定のパイロットバーナーますこれは基本的には同じくパイロットバーナープロパーで燃やしているんですけども、
1:27:57	排気塔のところに関しましては、中から排気塔抜けて出てきた水素ガスが直接パイロットバーナーの火に使う燃えるというような格好でございます。一方出入口の扉のほうですねこちらの開口部が非常に大きくなりますので、
1:28:14	中から出てくる混合ガスだけでは完全なフッ化手ができないということで、別途ですね、ちょっと今先ほどの30ページの図でしたからこう配管が繋がってるように見えてると思うんですけども、これだっと思っていただきますとアンモニア部会ガスの管路になっておりまして、
1:28:31	アンモニア分解ガスを吹き出してですね、直接それをプロパンガスで火をつけてカーテンをつくっているというような状況です。なのでちょっとフレームカーテンに関してはですね、ちょっとガスの量の関係で、別途、
1:28:47	から供給しているというような格好になっています。原子力規制庁ナガイです。よくわかりました。ちょっと私線の識別を関係会社についてプロパンガスを燃やしてるのかと思ったんですけど、これ水素月の提案もぐらいの分解水素の
1:29:05	インターが数を燃やしてるっていう状況はよくわかりました。
1:29:12	だから、ということで、今はちょっといろんな観点あるんだけど底上げだけに着目して考えてますので、当然水蒸気対策が頻りに別途また説明していただかなきゃいけないんですけど。
1:29:29	今の点はわかりましたんで、もう一つね。
1:29:35	16本中の

1:29:36	配管が、
1:29:38	第 2 加工棟の中で、
1:29:42	つなぎ目とかですれもしくは腐食とかでもれたら、
1:29:46	どういうふうを検知する仕組みになってるんですか。
1:29:52	原燃工カミムラでございますが、同じようにですれ水素と同じようにプロパンガスに関しまして可燃性ガス検知器をつけておりますので、こちらプロパン重たいので、設置場所は下北側ですれ床側になりますけれども、
1:30:07	ガス田つけまして検知するような仕組みになっております。これが検知すれば、同じように緊急遮断弁を閉めに行くというような構造でございます。はい、原子力規制庁の永井です。
1:30:19	その検知器ってどこで申請してるんですかね、これ中インターロック図には書いてあるんですけど。
1:30:28	建物のコアなんですか、どういうもの。
1:30:33	使用表上はどこで整理しているんでしょうか。
1:30:38	原燃工カミムラでございます連続焼結炉のほうで申請を構成する機器として書かせていただいております。
1:30:50	はい。
1:30:52	はい。
1:30:54	どういうことをすみません、資料 145 ページですれ番号でいきますと可燃性ガス漏えい検知器のプロパンガスこと 8047 番で構成機器として挙げております。
1:31:09	それは今さっきずっと確認してきた系統であるとか、インターロック、インタロック図には、今 2 ましたけど、
1:31:20	どこにある、どこの図面を見ればわかるんですか、まず一致とか、さっき今口頭で説明あったんですけど。
1:31:30	原燃工カミムラでございますが、こちらの前回のコメントでご指摘もいただいているところなんですけれども、と可燃性ガス漏えい検知器に関しましては、ちょっとコメントの回答にもちょっと書かせていただきましたけれども、
1:31:45	置けないの管路を含めて、のカバーしないといけない設備ということで、図としてはですれ、基本的に水のその他の加工施設の図のほうに記載をさせていただいております。
1:32:00	具体的な図でいきますと、1978 ページですれ。
1:32:09	のところで配置図のほうに記載させていただいております。
1:32:15	原子力規制庁ナガイです。どういうふうにつくり込むかってのはあるんですけど、そういう少なくとも関連する図面については、

1:32:28	使用料からの呼び込み全部
1:32:32	ありますかというふうに
1:32:39	NFKのカミムラでございますが使用表のところですねちょうど構成機器として書かせて痕跡じゃないですね 150 ページは、ちょうどその可燃性ガス漏えい検知器のインターロックとしての説明の文章のところから刷りの
1:32:55	8(1)ですね先ほど示しました図に直接飛ばすような格好にしてございますんで、原子力機構の永井です。150 ページの
1:33:07	上段にお金貸す漏えい検知器の説明があると思いますけれども、その文章の一番最後ですね、ここでノリの飛ばさせていただいてます。とりあえず関連づけて使用表から関連づけてここなり、
1:33:26	説明をずっと1とか、構造強度機能性の
1:33:31	については記載をするようにしてくださいということ等の1例として確認させていただきましたので、ヨシノもう一つはですね、この配管系統の
1:33:45	耐震重要度分類なんですけど、まあ何か建物感知するから一類っていうような話もありましたけど、
1:33:57	耐震の今度は耐震の観点で検知器もそうなんですけど、制御盤もそうなんですけど。
1:34:04	それはどういう耐震重要度分類で設計するのかもしれない分類がいて考えているのかっていうの説明していただけますか。
1:34:16	はい。
1:34:18	原燃工カミムラでございます。焼結炉2の蓋いい関係の機器につきましては基本的に安全系すべて一類の指定でございますのでちょっと絵の中には、あえて識別等まだ区別はさせていただいてませんけれども、
1:34:35	基本全部一類で設計するというので、これに関しましては使用表の地震による損傷の防止のところですね、こちらのところで各一類の設計ですね、ちょっとこちらまた聞こうというよりはどちらかといって今現状の補正申請のか。
1:34:51	申請書の中ではですね、各機器の各機構の構成機器、例えばパイロットバーナーですとか、もしくは検知器ですとか、守らないといけない。パーツの部分ですね、Aのところに関しての固定として一類で固定するという旨を書き書け分けて書かせていただいております。
1:35:11	原子力規制庁のナガイです。だからそれは146ページの第1回補正の146ページの6.1-F1の最初の
1:35:23	耐震重要度分類の一類とするっていう書き始めてそこから下の地域は全部一類という
1:35:31	設計仕様ですっていうことの御説明があったということでよろしいですか。
1:35:38	原燃工カミムラでございます。ご理解の通りでございます。

1:35:42	はい。
1:35:43	私のほうからは以上になりますけど。
1:35:48	何か。
1:35:49	アサヒがですね、規制庁の職員を作る今の配管関係のパーク焼結連続焼結炉周りの配管系等の耐震重要度分類については系統図を持って説明する。
1:36:04	いただくようは以前コメントしたような記憶があるんですが、
1:36:09	トレー
1:36:14	その中で回答いただけるということでもよろしいのでしょうか。
1:36:19	はい。
1:36:20	原燃工カミムラでございます。先ほどのナガイ様から御指摘があったのが6.1-F1の冒頭の第1類で代表させていることでよろしいですかって言ったら、そのコメントはありまして今回コメント回答にも記載をさせていただいていたと思います。
1:36:37	系統図のほうに記載をわかりやすくしてくださいというような趣旨のコメントについては気体廃棄設備の方のダクトのほうで、そういった御趣旨のコメントをいただいていたかと思っておりますのではいわかりちょっともちか確認しました。わかりました。
1:36:56	はい。原子力規制庁ナガイです。くださなくありますか。
1:37:05	規制庁表ですが、今我々側と原燃工とのやりとりを聞いていて、補正申請書を直すときにですねちょっと丁寧に修正していただきたいと思うのが、
1:37:23	例えば先ほどの図面で、
1:37:25	先ほどの図面の使用表のですけども、
1:37:31	連続焼結炉の火災のところ、図面を呼んでいるって確かに呼ばれてますんで、構成校正づけ使用表の一番最後のところも添付図が原発ってところに委員をされてるんですけども、
1:37:48	若干引用されている図面の場合もが違ってたりとかしてますので、そういうところが綺麗に見てくださいってところですね、それと、
1:38:00	配当説明いただいたときにですね
1:38:04	今回の申請書現行新設について説明資料でせえとつけていただいている、その構造図であったりインターロックの系統図であったり、あと後ろのですね基本方針書に書かれている。
1:38:20	説明の中の使われてるのを特に基本方針書で使われてる要望があってないんですねここもなので、そういうところはちょっと丁寧にみていただいて、全部書くのが難しければどこどこかで

1:38:38	いえ、エリア約するなりですね、ようやくそういう工夫が必要だと思いますので、きちんと見ていただければと思います。
1:38:48	当座の方からは以上です。
1:38:50	原子炉とか、
1:38:53	どうぞ。
1:38:56	原燃工カミムラでございます。オザワ様の御指摘の件、承知いたしました。よく全体を通してですね、用語の統一と図の統一ですね、図番の統一全部含めてですね、全体的にチェック入れた上での補正とさせていただきたいと思ます。以上です。はい。
1:39:14	原子力規制庁ナガイです。
1:39:16	以上ですねプロパンガスの配管だけでこれだけのやりとりをしてますので、他も全部同じですからね、よく見てくださってことです。
1:39:31	で、その際に、審査の観点表の面談の冒頭で全般でですね、名朝に確認の観点を、
1:39:42	そういう意味で、最初にお伝えして今日今の中で、あのやりとりに入っているもの入っていないもの特にあの検出器については、検出つうの原理がわかるように丸々は意識検出器とか圧力計とかって書いていただく。
1:40:01	というのとあとインターロックで設定値を持っているもの。
1:40:06	については、制限上限値、下限値がわかるようにしていただきたいということです。そういうのをどこに書くかっていうのもよく整理してインターロック図の中に書くのか、仕様表の中に書くのか。
1:40:21	ある程度のお考え方を持ってますね、書いていただかないと、ここはこっち或いはこれはインターロックここは構造図、これはどこっていうんじゃなくてよく整理してどういうふうを考えて、
1:40:36	価格のが一番皆さんにとってもいいのかっていうのを、
1:40:41	よく考えた上で、
1:40:45	修正をするようにしてくださいということです、
1:40:50	そういうことです。その他農協お伝えした内容を、については、
1:40:57	確認の観点に最低こういうで最初にお伝えした内容は確認の観点到に含めた上で、これ最終の申請ですので、求められる安全機能がすべて申請されているって確認のときに、に、
1:41:16	こういう観点も含めてですね、皆さんで確認をしたっていうその多分②の
1:41:23	完全もしくは③取り合えって意味でもあると思いますけど。

1:41:28	その観点でにくくめてよくチェックしていただいて、そのチェックした結果として、例えばこういう連続焼結炉の安全機能がこういうふう本文の記載事項がこうなっていてさっきハヤカワからも伝えただけ、
1:41:46	人田地多様性の考え方とか、の考え方はこういうふう反映していることを確認したってということを含めて、サンプルとしては見えていただきたいと思えます。
1:42:03	あとですね、一番実は大事な点をこれからお伝えしますので、
1:42:09	さっき設計の考え方なんですけど、申請書ですとそれぞれの章立ての最初の
1:42:21	に異論ば日本一旦肌と。
1:42:27	ですね。
1:42:30	6 申請書の 68 ページ。
1:42:33	2、
1:42:34	書き出しのところに書いてます。
1:42:38	加工事業変更許可、に基づき、加工施設について次の行うでその次設計の基本方針は以下の通りとするという中の、これ全部大事なんですけど、特に
1:42:53	(4)の最後のところのまたっていうところです。
1:42:58	深層防護の考え方発生防止、拡大防止影響緩和に基づいて安全機能を設けるという設計になっていることでその他多重性とか、対応性を求められるところもありますけれども、
1:43:16	ウとか独立性ですね、そういう観点できちんとその設計しているっていうことを説明していただきたいのと、添付の説明書では、
1:43:26	その安全機能ですね。
1:43:29	まず、例えば今の失火下と出荷する前に、もし耐震で出発しなくても、地震が来たら止めるのであれば、これは発生防止の観点でどう
1:43:45	安全機能も持って、
1:43:48	出せているのかで拡大防止とか影響緩和ということで、
1:43:55	どう安全機能なのかっていうのをよく整理、この深層防護の考え方で整理してテープの説明書
1:44:05	にはそういうのがわかるように記載してください。あるからいいでしょうってというのはそれまでなんですけれども、やっぱり原子力のこの基本設計基本方針ってというのはぜひ尊重していただいて、
1:44:21	終了のほうは、必ずしもこの順序でいかないと思えますけれども、添付の説明書では、このインターロックなり安全ってというのは何何人。

1:44:33	その発生防止なのか、拡大防止なのか、原料緩和なのかっていうのをよく皆さんで考えていただいて、今日はプロパンガスの例であれしましたけれども、いろんな仕掛けがあって、
1:44:49	電気的なインターの運営もあれば、機械的な逃がし弁もあったり、いろんな学校がありますので、その安全機能ですね、それぞれ後段皆さんの今までとの面談でも、
1:45:04	何度か説明、
1:45:08	回答があって、違うなと思ったのは、これは漏れても後建物があるからいいんですとかそういうことではなくて、前段は合ってるか後段は否定する塗料要は自分の層で止める設計にしていると、
1:45:24	いうこと的设计なってるかっていうのをもう一度よくこの基本方針に基づく設計になっているかどうかをよく
1:45:34	考えていただいて、そういう形に沿った説明をするようにしてください。
1:45:41	全体通してのメーター以上になります。
1:45:53	何かありましたら、私の方から以上です。
1:46:01	はい。
1:46:05	原子燃料工業のウツミでございます。6月17日にオザワ様からいただいたコメントについてちょっと確認させていただきたいことがあるんですけどもよろしいでしょうか原子力規制庁ナガイ出つつも今お伝えしたのに対して、責任を有する方のほうから最後まとめで、
1:46:23	どんな対応しようとしてるのか。
1:46:26	回答のほうをお願いします。
1:46:33	原子燃料工業フジワラでございます。
1:46:36	今日ですねいろいろ特に最後ですね。プロパンガスを中心にですね
1:46:45	きちっと表現すべき内容を聞いて、いろいろページというご指摘等いただきまして、またよさせていただきます。さらに今後ですねそれに加えてあれですね申請の内容の確認ですね、そちらにつきましても、
1:47:03	コメントいただきましてそそれにつきましてはもう前回からですねいただいておりまして、我々社内のほうでも今準備を進めているところでございます。それらを踏まえましてですね社内ですね、もう少し検討した上でですね
1:47:19	水平展開も当然ながら行った上で、補正のほうさせていただきたいと思えます。
1:47:25	はい。原子力規制庁の永井です。ですから本日コメントした事実確認等の回答については補正前であっても、ほぼ方針っていうか協議それについては皆さんの準備が、

1:47:40	できれば次回の面談ということも考えますし、皆さんがどうしても補正したいっていうのであれば、きちんと詰め展開をするんでしょうけれども、よく考えた上で、今後の対応についてですね、後日連絡いただいて、
1:47:57	ればと思います。面談は皆さんの準備ができれば、またセットしますので、それまでですね我々のほうでも一応現状の申請では起きますけれども、面談をすればするほど、
1:48:12	今日みたいなのは増えるばかりですから、皆さんがよく考えて 600 適当なタイミングで補正は必要になるんじゃないかと考えておりますので、よく検討するようにしてください。
1:48:28	はい。原子燃料工業の伊藤でございます。今日またご指摘コメントいただいております。我々のほうでもですね、改めて次の補正、に向けてこのようなことを考えて対応していけばいいかというところを考えてですね。
1:48:47	準備を進めさせていただきたいと考えております。またいろいろ相談させていただきたいこと等、出て参りましたら伺いすることもあるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。はい。
1:49:05	原子力規制庁ナガイです。いろいろな変わればですね対応しますので、
1:49:11	また連絡する、してください。
1:49:14	私はこれ以上です。
1:49:17	すみません原子燃料工業フジワラでございます。締めの後で非常に申し訳ないんですが 1 点ですねちょっとうちのウツミの方からですね以前いただいたコメントについてちょっとご指摘事項についてですね、内容をもう一度確認したいところがございますので、ちょっとよろしいですか。どうぞ。
1:49:39	はい。
1:49:41	原子燃料工業のウツミでございます。6 月 17 日にいただいたコメントでしてコメント番号が 06017 の 51 ということでして、複数ユニットの臨界安全設計における開口部の取り扱いの説明ということですね。開口部と設備配置図を重ねた図等がなければ、
1:50:01	これにできないというコメントでして、補正申請におきましては申請書参考資料 2858 ページ以降に示しております。開口部の配置にですね、設備の配置というものを重ねた図を補正にて申請させていただこうとは思っております。
1:50:20	その上でですね、こちらのコメントで原燃工がどのように確認したのか、記録に基づく説明資料により面談で説明することとありまして、
1:50:30	この記憶というのがですね、来認可の番号等を示すものもあるのかなと考えておるんですけども、そういった認識で正しいでしょうか。
1:50:44	規制庁座です。

1:50:47	そういうイメージでなかったんですけども、確かにこの部分であれですねすべてが既認可だということなんですよ。
1:50:57	原子燃料工業詰めてございます。はい。その通りでございます。規制庁でそういうことであればですね、議員間の番号を示していただくとともにサイン補正申請書類つけていただけるということであれば、
1:51:13	それとその対応で
1:51:16	理解はしましたので、はい。
1:51:19	以上です。
1:51:22	原子燃料工業ウツミでございます。かしこまりました。補正のほうに適切に反映したいと思います。以上です。原子力規制庁ナガイです。今運転点確認があるんですけど。
1:51:36	難しい近隣カーであるというのであれば、それはそれでいいんですけど、扉の開口部の扱いなんですが、
1:51:46	やっぱ大分第2加工棟だったわけだよ事実か最初は開口部I番ってたピラを
1:51:59	pcmするから開口部として評価しますというようなやりとりもあったんですけど、そこはもともと開放部として取り扱っていたのかという点については、
1:52:12	どう、どういうふうになってるんでしょうか。
1:52:16	はい。
1:52:17	原子燃料工業のウツミでございます。開口部に関して言いますと、以前は開口部でなかったところが開口部になったというところでございます。しかしですね、その開口部が存在している。臨界隔離平気なんですよけれども、
1:52:34	こちらがですね第2加工棟とその外へがてる部分に位置する臨海計画利益になっておりまして、その下位そこに存在する開口部というのはいずれも同一の取り扱いをしておりますので、評価自体には影響してこないのかなと考えております。
1:52:54	原子力規制庁の永井です。今の説明だけだとわからないんですけど要は金庫開口部として取り扱うっていう約束で建物側を認可を取っているのであれば、当然その種類の
1:53:10	評価においてはそこは開口部込み扱って立体角はちょっとわかりませんが、
1:53:18	不整合のないように、それが先行申請と不整合のないような形であることをよく皆さんで確認した上で、
1:53:29	申請なるような御説明消防法に記載するようにしてください。
1:53:36	はい。
1:53:37	原子燃料工業ウツミでございます。承知いたしました。

1:53:45	そのへんやろ。
1:53:47	本日の内容は以上でございますけど、ここは何かありますか。
1:53:57	はい。
1:53:59	原子燃料工業でございます。特にございません。そこなんでしょうか。これで終了します。